

(可認省信選)

警察監獄學會雜誌

第七号 第二卷

録 目

● 論 說

○ 外役を論じ刑法改正の必要に及ぶ
小河滋次郎

● 特別寄書

○ 監獄作業ニ關スル意見一則
競争學人

● 雜 報

○ 上訴囚送還の手續に就て
預金通帳

○ 普國監獄の作業の種類

○ 普國監獄一日一人の平均食料

○ 普國監獄在監人の食料

○ 普國內務省所轄五十一監獄の收支一覽

○ 埼玉縣監獄の景況

○ 監獄に關する博覽會

○ 再び監獄費を一切國庫支拂とする事

○ 監獄訪問の必要益々顯はる

○ 獄務顧問の歸京

○ 八木監獄課長の巡視

○ 近府縣聯合獄務會

○ 丁汝昌氏東京集治監を見る

● 統 計

○ 明治廿四年二月々末全國在監人現在員表

● 雜 錄

○ 東北系統及北洲系統に關する所の監獄に就て

○ 犯罪人(承前) 山東 隱士

○ 普國の監獄(第二卷第五號に續く)

○ 佛國の監獄

○ 白耳國の監獄

○ 英國の監獄

○ 北米國の監獄

○ 壯士芝居を観る 小 仙 子

○ 東京新報の監獄論

● 寄 書

○ 關山地方囚人の隱語集

○ 栃木縣に於ける放免解表

宇都宮會 員 某

● 翻 譯

○ 再犯以上囚人の流移刑ハ之ヲ可トナスヤ而シテ如何ナル條件ニ依ルトキハ可ナルヤ(承前)

在ルキハ可ナルヤ(承前)

シッヘルト典獄述 山上生譯

○ 聖彼得堡監獄改良會創立者ゾオ

ルターウエニシクノ小傳(前號の續き)

警察監獄學會發兌

明治廿四年四月十日出版

印刷人

同市同區同町同番地

近藤劍二郎

廣告

今般專賣特許ヲ得テ製造販賣スル處ノ鉤（一名捕狹器）ハ能勢頼誼翁ガ天真傳無敵流劍法ノ作用ニ基キ發明創成セシモノニシテ突ク可ク或ル時ハ錄トナシテテ可ク又護身トシテハ人ヲ捕フベキ巧妙自在ノ活機ナリ苟クモ強賊惡漢ノ暴戾ヲ禦キ我身我財ヲ安全ニ保護セント欲スルモノハ必ラズ一本ヲ所持シテ不慮ノ變ニ備フベシ今各種ノ價格ヲ左ニ列舉シテ購求者ノ便ニ供ス冀クハ江湖大方ノ君子續々御注文御購求アラントナ

第一圖

警察監獄等ニテ捕狹ニ用ユル者

定價二圓三十錢

第二圖

軍陣或ハ護身ノ爲メニ用ユル者

（本誌第五號ニ三圓五十錢トアリシモ非常ノ減價ヲ以テ需要ニ應ズル事ニ改正セシ由茲ニ附記ス）

大形 二圓三十錢
小形 一圓五十錢
枕鎗仕立ニセシモノ

第三圖

携帯ノ便利ヲ計リ杖ニ製作セシモノ

定價一圓八十錢

以上各種トモ御便利又ハ御好ミニ任セ大小長短如何様ニモ製造可致候尤モ賣捌御望ミノ方ハ其旨御申込被下度相當ノ割引減價可仕候也

東京市下谷區西黒門町十九番地
鉤製造販賣事務所

島田直次謹告

會告

本誌發行度數ニ就キ 本會雜誌ハ、毎月二回發行ノ規定ナリト雖モ、材料ノ選擇、最モ嚴格ニシテ、徒ラニ冊號ヲ重テ其責ヲ塞クヲ以テ本旨トナサス、爲メニ發行ノ規定整然タルヲ能ハス、本年二月改正後茲ニ六ヶ月間、漸ク第七號ヲ發行スルニ過キス、若一ヶ月二回ノ割合ヲ以テスルルハ、第七號ハ、正ニ、五月上半月ノ刊行ナラサル可ラス、隨テ、其材料ニ於ケルモ、五月以後ノ事項ヲ掲ル能ハサルノ結果ヲ見ルニ至レリ、素ヨリ數冊分ヲ同時ニ刷出シ、之ヲ補ハントスルノ計畫アリシト雖モ、特別寄書家、特ニ、每號寄稿ノ勞ヲ取ラル、數氏ハ、近時、公務旅行頻繁ナルカ上ニ、恰モ、暑中休暇ニ際會セシヲ以テ、今暫ク、定期度數ノ外ニ補充ノ冊誌ヲ發行センコ到底冀圖シ能ハス、就テハ本誌第七號ハ、五、六、二ヶ月、及、七月上半月分ノ五冊ヲ超ヘ、直ニ、七月下半月發行ノモノトセリ、會員購讀者諸君宜ク此意ヲ了セラレタシ

尙此以後、二回ノ發行ヲ、一回ニ止ルカ如キヲナキヲ保セスト雖モ、其材料ハ、發行現時ノモノヲ以テ充塞シ、名實相反スルカ如キヲナキヲ期スベシ

會費並雜誌代金ニ就キ テハ本年八月以後ハ左ノ如ク規定ス

警察監獄學會會員タルト、單ニ、雜誌ノ購讀者タルトヲ問ハス、當分、雜誌ノ實費、即、一部ニ付金六錢ノ割ヲ以テ送金相成タシ（會費ヲ中止スルヲ云）

海外通信ニ就テ ハ歐米各國留學中ノ會友ヨリ、監獄學ノ新說、及ヒ、其實況ヲ報道スルノ約ヲ爲シ、已ニ接手シタル好材料多クアルヲ以テ、次號以下每號必ス之ヲ掲載シ、一層本誌ノ光輝ヲ添ユヘシ

獨逸國監獄法問答

ノ一欄ヲ設ケ、其解說ヲ、小河滋次郎氏ニ屬セリ、抑モ、該法ハ、曩ニ、監

獄官練習所ニ於テ、譯述セラレタルモノアリト雖モ、ソハ、講義ニシテ而カモ教師ゼーバッ氏ノ直譯ナルヲ以テ譯者ノ意見ヲ加フルモノナシ、今回ハ、之レヲ問答体トナシ、極メテ平易ニ、且、我國司獄官ノ取テ準繩トシ、參考トスヘキ、粹中ノ粹ヲ擇ミ、時ニ或ハ、本邦、及歐米各國監獄則ト對照シ、彼我ノ長短ヲ說述セラル、等、頗ル有益ノ材料タルヘキハ宜シク、本誌第八號ヲ披閱シテ肯諾セラレンコトヲ批評 ハ本誌上未ダ曾テ試ミタルコトナシト雖モ、爾後監獄ニ關スル内外著書、及ヒ、有名ナル監獄學者、實務家等ニ就キ着々批評ヲ加フベシ

記事ハ實務ニ適切ナルヲ期ス 本誌ノ目的ハ、學理ヲ實際ニ應用シ實務家ノ機關ニ供スルノ主旨ナルヲ以テ爾後倍々其記事ヲ平易ニシ看守押等ノ諸君カ日常職務ノ師友タランコトヲ期スベシ

右廣告 ス

明治二十四年七月二十四日

主任 磯 村 兌 貞

警察監獄學會雜誌第二卷第七號

論 說

● 外役を論じ刑法改正の
必要に及ぶ

小河 滋次郎 稿

監獄作業は行刑を組織する一の要素なり故に其種類を撰擇するの必要なるは勿論賦課の法亦た最も慎重の注意を加へざるへからざるなり若し夫れ撰擇其宜しきを失し賦課其當を誤まりたりとせん乎忽ち刑の本質を滅却少くも變化せしむるに至るや知るべきなり。予か今此に論述せんと欲する所の外役なるものは即ち監獄作業を二種に大別したる其一種に屬し治獄學上の一難問として久しく斯道に従事するもの、頭腦を痛ましむる者なりき、然るに今や其利弊のあ

る所は既に略は之を経験し探討し漸く歸着したる一定の論斷を見るに至れり曰く外役は嚴肅に自由を剝奪するの旨義に反り之れに由て懲苦矯正の目的を達せんこと期すへからず故に成るべく之を制限するの方針を採るを要すと予輩も亦た實に爾かく確信して疑はす然れども予輩は之を確信するの故を以て強ち外役は盡く之を排斥すへしとは主張せざるなり管たに主張せざるのみならず寧ろ外役辨護の地位に立ち外役も亦た内役と併はせて之を保ち囚人個人的關係を省察し且つ刑期中恰當の時機を撰んて之を賦課すへしとの維持説を唱道せんと欲するものなり蓋し外役の自由剝奪の旨義に非なる其性質として剝奪すへき自由の制限を監獄高牆の外に放脱し嚴密ならざる否な嚴密なる能はざる視察の下に動止せしめざるを得ることに於て亦た掩ふべきに非らず、自由刑は固より最も緊縮に且つ最も嚴正にこれを執行せ

さるへからず然れども之を執行するに當つては自ら亦た一種固有の韜略即ち便宜法なる者あつて存す彼の分房制と稱し雜居制と唱へ或は階級制と名づくるもの即ち是れなり分房制の得失に就ては世、既に定論あり只た經費其他の關係より俄かに之を實行する能はざるを如何んせん故に予輩は之を實行するに至るまでの間は、少くも階級制を適用せんことを冀望するものなり而して外役は此制を組織する所の一の階級たるに足らしむる最も適當の手段たるを信す語を換へて之を言へば囚人をして受刑の悲境より自由の本土に復歸せしむる道筋に設くべき一の宿驛として之を利用すべし即ち長期囚にして既に若干の刑期間、監獄内に在つて嚴密なる監督條規の下に服役し品行方正、善悔悟の狀顯著なるの故を以て獎勵の爲めに且つ善後の爲めに自由制限の度を緊縮するの必要な者否、之を輕減するの必要且つ價値ある者を選擇し

て之れに従事せしむべし是れ蓋し行刑上の機宜に出つ刑の目的を達するの必要手段たらずんばあらず豈に之を行刑の旨義に戻り刑の性質を滅却若くは變化する者なりと謂はんや此意見は決して予輩一家の創意に非ず階級制の鼻祖として有名なるクロフトン氏は既に探つて其制の一段階として之を實行せり愛蘭に於て分房級と半自由級との中間級として囚人をして外役に従事せしむるの制をとる者即ち是れなり所謂、外役なるものは歐洲諸國に於ても白耳義を除くの外は英、佛、獨逸、伊太利、等すへて今日尙は其獄制に存して之を應用せり然れども其應用の旨義方法に至つては大に前日の非を更め各國多少の異同あるも多くは階級主義に基きて之を融和調合するもの、如し獨逸に於ける外役發達の沿革を釋ぬるに従前は法律上、外役を行ひ得るや否やのと判然せず降つて千八百四十九年の頃裁判所構成法刑事訴訟法等の改

正あり同時にまた監獄を以て國家の管理に屬せしむることゝなすに至り此に治獄の事務頗ふる頻繁を極め殊に獄舎建築のこと最も焦眉の急務なるを感し頗るみに監獄に對する國庫負擔の額を増加するの止むべからざるを見るに至りしを以て如何にもして之を節減せんと百方講究するの結果は遂に時の政府をして外役採用の法律を制定發布せしむることゝなりぬ（千八百五十四年四月十一日發布ウヰンツエル氏の立案に係る）立法の精神は經費節減の主旨を貫徹せしめんと欲するにありて之れに據つて囚人の健康を計ると云ふか如きは全く一の附從的理由たるに過ぎざるき立案者は外役を以て分房若くは雜居より出獄に移り行く所の一の段階を形造らしめんと欲するにありしかども其意見は遂に之を實行せらるゝに至らず而して此法律實行の結果は到る所、衛生上に檢束上に酸鼻すべき不良の成績を呈せざるはなく經濟上

の利得も亦た豫期の如くならず其極、多數有識の治獄家をして外役は自由刑の本質を滅却するものなりと絶叫せしむるに至れり政府も亦た大に此に鑑戒する所あり千八百七十年五月發布の新刑法に於て其第十五條及び第十六條を以て明らかに外役制限の規定を設けしか如きは即ち從來經驗し來りし多くの前轍に省りみる所ありしこと知るべきなり而して右新刑法の百尺竿頭更らに一步を進めて全く之を禁遏するに至らざりしは蓋し深意の存する所以にして行刑の秘訣を悟得したる堪能の治獄家をして便宜、之を利用するを得せしめんと欲するにあり分房制唯一の歸依者たるスタルケ氏の如きも亦た外役を以て全く之を害物視せざるのみならず階級的に之を應用せば必ず良好の成績を收むるの冀望ありと謂へり。英國に於ては一時、大に外役の範圍を擴張し其屬領たるあふすたりや諸島に囚人を發遣して該島に於ける

拓地開墾の勞役に從事せしむるの方略を用ひしも數年經驗の後、遂に頻々として顯出し來る不良の成績と殖民地將來の發育に關する輿論の攻撃とに耐へずして終に千八百六十七年を以て殖民地發遣の方略を全廢し大に外役の範圍を制限し、階級的に公共の事業及び農業に從事せしむるの外は、漫りに外役を施行する能はざることに規定せり。佛國に於ては彼の所謂 *Pentitence agricole* と名づくる島地監獄に於ける殖民的外役を除くの外は内地監獄にあつて施行する所のものは其範圍頗る狹隘なり（但し彼のメツツ氏の創立に係るメツトリイの農業監等に於て

土地能く人を改良し

人亦た土地を開拓す

の格言に基づき幼年囚に對して農業を施行しあるものは格別なりとす）同國に於ても殖民的外役の成績、極はめて不良なりしを以て（殊に衛生上及び經

下に、内役に從事し、改過の狀顯はれて逃走等の慮りなく、且つ身體強壯にして曾つて土地の勞役に馴致したる者より之を採用し、衛生、經濟、檢束等の諸點に就ても亦た勞役、賦課の用意、頗る周到なりと云ふを得へし、獄務總長（我國の警保局長の位置に相當す）として有名なるベルトラニ、スカリヤ氏の意見に據れば外役はすべて刑期三年以上の囚人にして十二ヶ月乃至十三ヶ月間、既に嚴重なる紀律の下に拘禁執行し且つ其職業の外役的勞働に適せし所の者を撰拔して之に従事せしめ外役中と雖も夜間は分房の獄舎に拘禁し置くへしと此意見は伊國に於ても未だ全く實行せらるゝを見るに至らずと雖も既に其大部分は換言すれば少くも内地と島地との別なく外役は總へて階級制の主義に據つて之を操縦せり是を以て伊國に於ける外役の成績は前記する所の各國の比に非らず殊に島地外役の如きは英佛諸國の失敗あるにも拘はら

費上に於て）既に千八百七十二年の議會にては這般の外役を廢止すへしとの建議を提出するものあり不幸にして僅々の多數に制せられて可決を見るに至らざりしと雖も亦た以て輿論の歸向する所を知るべきなり。伊國に於ては今を距る凡そ百年前法王びうす第六世の時代に於て既に外役を實行したるの跡あるを見る爾來、漸々其範圍を擴張し終に地中海諸島、例へばヒアノザ、ゴルグナ、モンテクリストチ、カブラヤ等）に成年壯強の囚人を發遣して専ら殖民的外役（拓地開墾）に從事せしむることゝなすに至れり而して同國に於ける此種の外役を探るの主義は獨り惡漢を國境外に放逐し之を利用して殖民地を開墾せしめんと欲する（佛國の如く）のみならず併はせて亦た行刑の目的を貫徹せしめんことを期せり故に囚人を撰拔し役業を賦課するに當つては最も慎重の注意を加へ、囚人の如きは既に若干の年月間、嚴重なる紀律の

す寧ろ比較的に善良の結果を齎せり只た經費の點に就て豫期の如くなる能はざるのみならず寧ろ損失たるを免れずとは獄務總長も亦た自ら之を明言せり現時、同國の外役に對する方針は制限にあつて擴張に非らず必要な限りは外役の範圍を縮了して獄事改良の前途に横はる障害物を排去すへしと云ふにありと云ふ

必要な限りは外役の範圍を縮了すへしと、味ひある哉此言や予輩の外役維持を主張するもの實に此必要あるに由る此必要の限度内に於て之を維持すへしと云ふにあり内地に於てすると北海道其他の島地に於てするに拘はらず一の必要即ち行刑上の方略及び國家の經濟上に於て充分豫期の目的を達すべき成算あるときに限りて之を施行すへし漫に經濟の點に注目して行刑の何たるを忘るゝか如きことある勿れ行刑は主にして經濟は客たることを知れ經濟上、

幾百萬の利益ありとするも之れか爲めに行刑を案すか如きことあるへからず囚人を奴隷と同一視するか如き迷想を懷くものあらは容赦なく之を筆誅して餘類なきに至らしむべきと實に獄務改良の今日に對する吾人の責任なりと云ふへし予輩も佛國に於けるか如く又我國の如く一の刑名を設け此下に判決せられたるものは老も幼も又其職業身分の何たるに拘はらず且つ受刑後直ちに若くは隨意の期限内に於てすへて島地に發遣して拓地開墾等の外役に從事せしむるの非なるを確信するものなり經濟上衛生上等の得失は兎も角も斯くの如くにして刑の目的を達せんと實に夢想も及ぶ所に非らず獄事を解する者必らず能く之を知らん復た予輩の辨を俟たざるなり伊太利の其近海に領島を有するは恰かも我國の北海道に於けると甚だ相似たり伊太利の囚人に農民多きこと亦た我國の實況に髣髴たり北海道外役の事、若し伊國に則

つて規畫する所あらは必らずや外役に多く得る所あるを信す要するに、害物を利用するの範圍は成るべく之を縮了し縮了したる範圍内に於て階級的に之を運用すへし世に外役を惡むの論者多きを喜ぶ之を利用することを知るの論者の少きを憾ますんは、あらず予輩は我國に於て一般の定役囚に對し法律上、果して外役を施行し得るや否やに就て疑ひなき能はず外役に關しては僅かに省令を以て發せられたる監獄則施行細則に於て其規定あるを見るのみ（細則第四十四條）然れども之を一般の定役囚に適用するに至つては果して刑法に矛盾する所なきや否や刑法に所謂定役の文字の中には果して外役をも包含したるものと認むることを得るや否や刑法を案するに其所謂定役なる文字には廣狹二種の意義あつて存するものと解するを得へし廣義の意味を有するものは外役をも包含し然らざるものは即ち内役に限定するものと如

し刑法の條文に曰く

第十七條 徒刑ハ無期有期ヲ分タス島地ニ發遣シ

定役ニ服ス

單に島地に發遣して定役に服せしむとありて別に服役の場所を限定せず場所を限定せざるか故に従つて自由刑に固有なる屋内拘禁の制限を寬めて屋外の定役にも從事せしめ得べきこと明らかなり即ち廣義の意味に之を解すへし然るに

第十八條 徒刑ノ婦女ハ島地ニ發遣セス内地ノ懲

役場ニ於テ定役ニ服ス

第二十二條 懲役ハ内地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服

ス

第二十四條 禁錮ハ禁錮場ニ留置シ重禁錮ハ定役

ニ服シ輕禁錮ハ定役ニ服セス

とあり明らかに服役の場所を限定し或は懲役場と言ひ或は禁錮場と云ふ苟くも、場と明言する以上は

一定の建物、甚くも圍障ある監獄場内たるべきと、瞭然たり況んや禁錮囚に就ては特に留置し云々の前置詞あるに於てを、或故に此に於ての定役は宜しく内役のみに限るものと見做し、狹義の意味に之を解すへきなり立法者も亦た特に用意する所ありて筆を下せしもの、如し其懲役を解するの條下に曰く（刑法草案注釋）

此刑ハ服役ノ獄内ニ行フニ就テハ鑛山港灣石抗等ノ如キ至重ノ業ニ服スルコトナシ而シテ鑄鐵玻璃製造又ハ米搗キノ類總テ官ノ爲メニ便益ニシテ且通常ノ職工ヲ用フルトキハ巨額ノ工費ヲ要スヘキ事業ヲ行フヲ以テ便利ナリトス

禁錮に就ては別に説明する所あらざれども既に重罪たる懲役刑を解する上に於て斯くの如くなる以上は以て禁錮の所謂定役の意味を類推するを得へし斯くの如き明文と立法者の精神を明示したるものあ

るにも拘はらず我國に於て一般の囚人に對し刑名年齡刑期等の區別なく一樣に外役を施行して何人も恬として之を怪まざるは抑も亦た異ならずや法律の確信を紊亂すと駁せらるゝも果して何の辭かある

佛國刑法に於てはその第十五條及び第十六條を以て「トラボチ、フナルセイ」の義に處せられたる男囚は外役に從事せしめ得べきことを明定し禁錮刑（ペイス、コルレクシヨナール）に就ては其第四十條を以て左の如く規定せり

禁錮刑ニ處セラレタル者ハ改過場ニ拘禁ス受刑者ハ該場内ニ於テ監獄施行ノ作業ヲ撰擇シテ之レニ從事セシメラル、コトヲ得

故に禁錮刑に處せられたる者に對しては一切外役を施行することあらざるなり獨逸に於ても外役に從事せしむるゝと否とは千八百七十一年發布の新刑法に於て之を確定せり曰く

將た之を併用するを許可せんとするは須らく其所及の限度を明示すへし予輩の外役に對する意見は上來陳述する所に由つて既に讀者の了知せられたるへきを信す、刑法改正の議ある今日に於て獨逸刑法等を參酌し傍ら予輩の鄙見をも省察して外役施行の範圍を刑法中に明定するに至らしめんこと冀望に堪へざるなり

特別寄書

監獄作業ニ關スル管見一則

競 争 學 人

囚人ヲ使役スルノ途ニ窮スルハ萬國其軌ヲ一ニセリ殊ニ今日ノ如ク商勢萎靡不振ノ逆境ニ陥リ監獄自ラ資ヲ投シテ業ヲ興スモ製品ノ販路ナキニ苦ミ受負人ヲ索ムルモ容易ニ之ヲ得カタキノ際ニ在テハ當局者

特別寄書

第十五條 懲役ニ處セラレタル者ハ懲役場内ニ於テ一定ノ役ニ服セシメラルヘキモノトス

囚人ハ場外ノ役殊ニ公役又ハ官廳ノ監視スル役ニモ亦タ之ヲ服セシムルコトヲ得

但此服役ハ他ノ傭役者ト別異スルトキニ限り之ヲ許ス

第十六條 一項略ス

禁錮ニ處セラレタル者ハ禁錮場内ニ於テ其技能及身分ニ相當スル方法ヲ以テ役ニ服セシムルコトヲ得但此服役ハ囚人ノ求メアルトキニ限ル場外ノ服役（第十五條）ハ囚人ノ承諾アルトキニ限り之ヲ許スモノトス

と斯くの如くなれば條理灼然として復た疑を挾む所あらざるなり我刑法の多少疑似の間に人を迷はしむるの恐れあるの比に非ざるなり若し夫れ全然、外役を廢絶せんとするは宜しく其精神を法律に明示せよ

ノ痛心將タ幾千ソヤ況ヤ監獄ノ作業稍々好運ニ向フトキハ其地ノ工商不平ヲ鳴ラシテ百方之ヲ妨碍セント試ムルニ至ルノ實例ナキニアラサルオヤ夫レ人斯世ニ生レ既ニ長シテ我レ吾主タルニ至レハ自力自食セサルヘカラサルコト天然ノ大法ナリ何人ト雖其能力ヲ具フル限り勞動セスシテ可ナランヤ是ヲ以テ囚人ト雖其自由ノ民タル間ハ必ス當ニ職業アリシナルヘシ假令實際ニ於テハ無職業ナリシトスルモ本來ハ何等カノ職業アラサルヘカラサルモノナリシナリ唯夫レ職業ナシ故ニ罪ヲ犯シテ獄中ノ人トナリシモノ恐クハ十中ノ八九ニ居ルヘシ繫獄ノ囚人ヲシテ職業ニ習ヒ由テ力食ノ民タラシメンコトハ一般人民ノ自他ノ爲メニ希望スヘキ所ニコソアレ如何ソ之ヲ妨碍スルノ謂アラランヤ世ニ犯罪人減少スレハ結局吾身ニモ其利ヲ享クルニアラスヤ吾營業ニ多少ノ影響アレハトテ直ニ苦情ヲ唱ヘテ監獄ヲ責ムルハ或

ハ其當チ得サルカ如シ些細ノ苦痛ハ須ク社會ニ對スル義務トシテ堪忍スヘシ況ヤ全ク浮世ノ義理ノミニハアラサルオヤ

囚人モ人ナリ社會ノ分子ナリ國家ノ元素ナリ故ニ職業ナカルヘカヲサルナリ衣食ノ資チ得サルヘカヲサルナリ國ノ生産力ヲ裨補セサルヘカヲサルナリ故ニ囚人ノ獄内ニ於テ工業ニ従事スルコト將タ何ノ異ム所カアラン況ヤ法律ニ由リ定役ニ服スル者ニ於テオヤ若シ囚人ノ工業ヲ作スハ良民ノ營業ヲ害スルモノナリトシテ一切之ヲ禁止センカ法律ノ命スル所漫ニ之ヲ變易スヘカラス已ムコトチ得ス所謂空役ノ制ヲ取ラサルヘカヲサルヘシ果シテ然ラハ囚人ノ衣食ニ費ス所絲毫モ之ヲ償フコト能ハス國庫ナリ地方經濟ナリ之カ爲メニ其負擔チ増加スルヲ幾干ナルヘキヤ一方ニハ作益ノ能力チ捨テ、顧ミス他方ニハ不生産的ノ費用ヲ徒消ス經濟上ノ不利焉ヨリ大ナルハナカルハコトチ得ヘキヤ世間何事カ悉ク吾意ノ如クナスヘケンヤ監獄ニ於テハ他ニ同業者ナキ工業ニ限リテ採用スヘシト云フハ是レ監獄ニ於テハ工業ヲ行フヘカラスト論スルニ異ナラサルナリ豈不當ナル要求ト言ハサルヘケンヤ監獄ニ於テハ宜シク成ルヘク素修ノ業チ囚人ニ授クヘシ此クノ如クスルトキハ該地方ニ新ナル競爭者チ加ヘサル道理ナリ

然リト雖自ラ求メテ他ノ營業ニ影響スルコトノ多キ工業ヲ選スルハ監獄ノ爲メニ最取ラサルナリ監獄ノ當局者ハ特ニ此用心アラント至緊至要ナリトス是故ニ監獄ノ作業ハ成ルヘク其種類ヲ饒多ニシ一工業ニ五十人モ百人モ従事セシムルカ如キコトナカルヘシ然ルトキハ一面他ノ營業ニ影響チ及ホサス一面囚人チ個人的ニ作業セシムルコトチ得テ刑ノ威化力ヲ裨補スルノ効アリ

又近來世間ノ不景氣ナルニ由ルカ監獄ノ作業頗ル缺

ルヘシ況ヤ生産的ノ作業ハ囚人出獄後ノ生計ヲ裨補スルノ效アルニ於テオヤ世ノ活服者乞フ三思セヨ人或ハ言ハシ囚人モ其獄外ニアルノ間個々特立シテ業ヲ作スハ固ヨリ妨ナシ然レトモ監獄ニハ幾百千人ノ勞動者聚リテ一團トナリ作業ス故ニ其規模ヤ大ナリ從テ他ノ營業ニ影響チ及ホスモ亦著シキナリト予ハ之ニ對ヘテ曰ハシ監獄ニ於テ大規模ノ工業ヲ行フハ其製品ノ需要多キカ故ナリ然ラハ他ノ營業者モ亦之ニ依頼シテ相應ノ業チ得ラルヘキナリ予ハ尙一步ヲ進メテ問ハントス假ニ監獄ノ工業ハ其規模大ナルノ故チ以テ他ノ營業ヲ害ストシ當局者ニ迫リテ此ノ如キ作業ヲ排除シ得タリトスルモ世ニハ大資本家ニ乏シカラス若シ多額ノ資金ヲ投シテ大規模ノ工業ヲ施設スルトキハ將タ之ヲ如何セントスルヤ是亦小工商ノ營業ヲ妨害ストテ禁止セシムルチ得ヘキヤ人世萬事競爭ニ外ナラス百般ノ職業何レカ他ノ競爭チ免

乏チ告ケ往々囚人ノ使役ニ困難スルコトアリト聞ク故ニ予ハ散テ當局諸君ノ座右ニ一ノ勸告チ呈セントス他ナシ世上ニ公告シテ競爭入札ノ方法ニ由リ工業ノ受負人ヲ招募スルノ一事是ナリ此方法ニ據ルトキハ販路壅塞ノ時ニ於テ危險ヲ冒スノ憂モナク又一般人民チシテ不平チ其間ニ挾マシムヘキ機會チモ根絶スルノ利アリ

試ニ其方法ノ一斑チ記センニ例之ハ指物職ニ熟スル囚人二十人チ得レハ左ノ如キ公告チ發スヘシ何年何月ヨリ何年何月ニ至ル何年間使役ニ供スヘキ指物職囚人二十名アリ内五名ハ普通ノ業前アリ十五名ハ未熟ノ方

右作業力ノ受負方望ノ者ハ何年何月何日當監獄署ニ出頭約定書案等熟覽ノ上同日午前十時入札有之度候事

又別ニ素修ノ職業ナキ囚人ノミナルトキノ一例

何年何月ヨリ向フ何年間使役ニ供スヘキ四人三十名アリ但別ニ從來慣熟ノ職業アラサル者

右作業力ノ受負方望ノ者ハ云々

若シ此ノ如ク普ク世上ノ企業者ニ告知シテ希望者ノ出テ來ルヲ待ツトキハ大概相應ノ受負人ナキニ苦ムカ如キ憂ナカルヘシト信ス受負ハ所謂混同法ヲ可トスヘシ即チ素品ノ供給及製品ノ販賣ノミチ企業者ニ受負ハシメ作業ノ監督ハ監獄ニ於テスルヲ謂フナリ予ノ辨チ須タサルコトニハアレトモ純然タル受負法(役場ノ監督ヲモ舉ケテ受負人ニ一任スルヲ云フ換言スレハ四人ヲ受負人ニ貸付スルコトナリ)ハ種々ノ弊害アリテ監獄ノ紀律ト一致セサルナリ予ハ結末ニ尙一語ヲ呈セン將來ハ成ルヘク悉ク監獄自營ノ方針ヲ定メラレタシ是泰西専門大家間ノ通論ナルカ如シ

以上寡聞淺識ヲ顧ミス鐵面皮ニモ冗言ヲ開列シタリ
 汽船の便ある場合に限り送還し得ヘキ譯なれば疊ハ汽船汽船の便に藉れはとて途中に於て戒護者を交換しこれか爲めに少からざる手數と時間とを勞費するか如きは如何ぞ許可すヘキ筋ならんや元來押送途中にて手間取るは刑を執行すヘキ貴重の光陰を空過するの大損害あるを以て別に危險の憂あらざればとて已むヘからざる必要あるにあらざれば刑の確定したる四人を護送するところへからざるなり故に汽車にて護送すればとて若し遞傳法に依るときはあちこちにて汽車を下り警察署に到りて授受を了し護送官吏も從て代謝し結局不便不利のみにて何の故に汽車の便ありとて特に送還を許るざるやを理解すヘからざるに至るなり本件に就ては昨廿三年第十一號誌上を始め其後も屢々記載する所ありたれども今に疑團を懷かるゝ向あるやに聞けば更に一言すると爾り

●預金通帳

多謝々々

雜報

●上訴囚送還の手續に就て

昨年内務省令第五號の但書に據るときは従前は原地方に送還するを許されざりし控訴囚も爾來汽車汽船の便ある地方に限り送還し得るととせられたるなれば即ち甲地より乙地まで一直線に汽車又は汽船に乘し途中にて乗換等の煩雜なく押送し得らるヘキ道筋に限り送還するも妨なしとの意味に解すヘキなりさりながら其途中の一半は汽車あり一半は汽船の便に依るといふ位の變通は甚さ不都合にもあらざるヘキなり唯遞傳護送は決して許るされざる次第なりと聞く如何となれば今般の規定によれば専ら途中に於て手間取ることもなく且逃走の患も稀少なればとて汽車

囚人所持金及給與工錢とも預金として預入るゝとなれば原通帳を以て會計検査院へ證明すヘキものなるやに思はるれども實際行ひ難きことにもあり旁々原通帳を要せず取扱官吏の書面にて證明するを以て足れりとすと云ヘリ

●普國監獄の作業の種類

甲 男囚の作業

第一 職工

指物工 製靴工 機械工 裁縫工 鉗前工

其他

第二 工業

卷烟草製造 機械編物工 刷毛製造 籠編方
 籐細工 厚紙細工 紙函製造 金物工 麻囊及コ
 、ス 莞莖製造 木彫刻工 上沓製造 鐵物(鏈
 鎖、釘、螺旋等)細工 鉗鉗細工 製網工 剋物、角
 及象牙細工、櫛、傘、杖製造 玩弄物 額縁製造

石版細工色附工 其他

第三 輕易なる手工

紙筒の貼付 羽毛裂截 籐屑、葉、蘭の編物、藁筵
及襷被の製造 豆、珈琲、襪襪等の選別 毛、綱及
絨の撤解 縫囊 割木 其他

乙 女囚の作業

第一 女工

●普國監獄一日一人の平均食量

品目	監獄	男囚のみの監獄	女囚のみの監獄	男女兩性の監獄
男囚に給する麴包		五七九グラム		五六四グラム
女囚に給する麴包			四〇七グラム	四二二グラム
豆 類		九八グラム	七一グラム	九一グラム
麥末、麥粉、米、粟		八三グラム	七三グラム	八四グラム
蕃 薯		九一三グラム	七九七グラム	九二八グラム
生 菜		九〇グラム	七一グラム	九二グラム

手縫 機械縫 編物 其他

第二 工業

壁紙細工 卷烟草製造 羽毛裝飾及造花工 刺繡
工 其他

第三 輕易なる手工

羽毛裂截 豆、珈琲、襪襪、裝飾羽毛、及羊毛の選別
毛、綱及絨の撤解 其他

品目	監獄	男囚のみの監獄	女囚のみの監獄	男女兩性の監獄
肉 脂 肪		三〇グラム	二九グラム	二六グラム
鰯 魚		四一グラム	三四グラム	三六グラム
食鹽、香料醋、汁菜		一四グラム	一四グラム	一三グラム
薄 牛 酪		一四グラム	一四グラム	一二グラム
珈 琲		八グラム	八グラム	八グラム
チコリー (珈琲代用品)		一、五グラム	一、四グラム	〇、七グラム
牛 乳		〇、一一リートル	〇、一四リートル	〇、〇九リートル
其 他		代價〇、一四片に相當する分量	代價〇、一二片に相當する分量	代價〇、一四片に相當する分量

右は健康囚に給與する食量にして強役加給及購給食は此外なりとす

●普國監獄在監人の食量

普國內務省所轄監獄在監人の明治二十二年度に於ける一日一囚平均給養量左の如し

品目	監獄	男子を拘禁する監獄	女子を拘禁する監獄	男女を拘禁する監獄
男子用麴包		五七九瓦蘭母		五六四瓦蘭母
女子用麴包			四〇七瓦蘭母	四二二ク

豆類	九八瓦蘭母	七一瓦蘭母	九一瓦蘭母
割麥、麥粉、米、粟の類	八三ク	七三ク	八四ク
薯 蓣	九一三ク	七九七ク	九二八ク
野菜類	九〇ク	七一ク	九二ク
肉類	三〇ク	二九ク	二六ク
脂肪類(牛豚脂、牛酪等)	四一ク	三四ク	三六ク
鰯	一四ク	一四ク	一三ク
食鹽、香料、醋、汁菜	代價〇、九四片	代價〇、八三片	代價一、〇一片
乾 酪	一四瓦蘭母	一四瓦蘭母	一二瓦蘭母
珈 琲	八ク	八ク	八ク
サヒヨリ(珈琲ノ代用品)	一、五ク	一、四ク	〇、七ク
牛 乳	〇、一里突	〇、一四里突	〇、〇九里突
其他	代價〇、一四片	代價〇、一二片	代價〇、一四片

右の表に由りて見れば食物は大概分量を以て一定するを知るへし本邦にては麥飯幾干と菜代一錢以下と規定せるを以て結局土地の物價の廉不廉に由り在

監人の營養に不同あるを免かれず希くは定價制を廢して定量制を採用すると普國の例の如くならんとを今日の有様にては地方に由り在監人の幸不幸實に同

日の談にあらざる也

●普國內務省所轄五十一監獄の收支一斑

収入は千八百八十八年度に於て二百九十六萬六千八百八圓餘(但有資力者より徵收したる衣食費を除く)にして支出は八百五萬四百五十九圓餘なりしにより差引國庫より支辨せる補助金は五百八萬三千六百五十一圓餘となる故に平均一人の收入百十二馬克八十三片(此三百六十五分の一即ち一四一日の收入三十片餘)支出三百六馬克十二斤(同斷八十三片餘)國庫補助金百九十三馬克卅三斤(同斷五十二片餘)なりとす又之を細別すれば收入の部(一)工業純益金(作業器具、素品及特別戒護に關する費用を除きたる總益金)二百六十四萬六千九百一圓餘内譯定役囚の分二百六十萬七千九百十四馬克餘未決囚の分三萬六千三百七十七馬克餘其他の無定役囚の分二千六百十馬克餘(二)農業及飼畜純益金十五萬八千六百五十五馬克餘(三)雜

收入(不用品賣却代並に特別の條約に據り普國の監獄に拘禁する囚人に對して某々聯邦諸國より納入したる拘禁費等)十六萬二千二百五十一馬克餘支出の部(一)官吏諸給與三百十八萬四千七百三十六馬克餘内譯上等官吏の俸給九十萬四千三百六十一馬克餘下等官吏の俸給百七十萬七千三百九十四馬克餘宅料補給三萬七千三百六十五馬克餘雇員敎誨師敎師醫師の手當及代理給廿五萬五千四百四十四馬克餘借家料及職務加俸廿八萬四百六十九馬克餘(二)廳費並に郵便料運搬料六萬七千三百六十一馬克餘(三)囚人の給養費二百八十五萬四千百馬克餘内譯健康食二百六十八萬七千四百八十八馬克餘患者食十萬六千六百一十一馬克餘(四)藥劑及綑帶費六萬千七百八十八馬克餘(五)被服費四十三萬五千五百五十五馬克餘(六)身体、衣服、便所、烟筒及下水の洗滌費、官舎の租稅及諸負擔並に經濟的の費用、給水費十五萬千二百十八馬克餘(七)寢具費十三萬五千八百

八十六馬克餘(八)器具費八萬四千八十五馬克餘(九)煖房及火爐費廿六萬千四百四十八馬克餘(十)點燈費三十一萬六千三百二十七馬克餘(十一)建築費二十一萬六千四百五十六馬克餘(十二)雜費(入監費、教誨及學業費等)二十八萬二千二百九十二馬克餘此一人一年の費額三百六馬克十六片を上記の各費目に分割すれば(一)百廿一馬克十二片(二)馬克五十六片(三)健康食百六馬克七十九片患者食百五十六馬克五十九片平均百八馬克八十一片(四)二馬克三十五片(五)十六馬克五十六片(六)五馬克七十五片(七)五馬克七十五片(七)五馬克十七片(八)三馬克二十片(九)九馬克九十三片(十)十二馬克三十三片(十一)八馬克二十三片(十二)十馬克七十四片(內教誨費四十三片學業及圖書室費四十九片)となるなり但し片以下の端數は煩を避けて多く省略せり又一馬克は凡三十錢一片は馬克の百分一なり

●埼玉縣監獄の景況

の順序を定め食物の購求に制限を立て搜檢を嚴にしたる等は能く其効果を奏して之か爲め監房及び役場は靜肅にして監獄の規律齊然たるに至れり次は

外役を廢したる事

にして曩時は専ら民間の需要に應じ四人をして運搬土工等の役に就かしめたるを以て初め之を廢止するに當て俄に之を廢せんか一方には忽ち作業上に支障を生し又一方には賃錢收入の途なきに至らんかを氣遣ひたりしかども斷然廢止して見れば當初氣遣ひたる程のこともなく双方に格別の不都合なきのみならず囚徒の逃走著しく其數を減し之か爲に生ずる諸般の弊害を防制するを得るに至れり

看守押丁勤務配置法の改正

従前は多くは看守押丁二十四時間の勤務にして晝夜勤續なるを以て夜間に至れば自然身心疲勞し睡眠を催して爲に破監逃走を知らざることも往々ありしな

本署及支署

埼玉縣監獄署は浦和にあり川越及び熊谷に各々支署を置く監獄署は守警、庶務、工業の三課に分れ各課一人の長あり中に就て守警課には監督、囚監、拘置、服役の主任を設け各主任に看守長二人を置き以て戒護の事務を掌る庶務課に庶務、計算の主任あり書記四人に當り以て文書計算の事務を掌る工業課には別に主任の設けなく書記一人(兼務)看守長一人工業事務に従事す兩支署には各々支署長一人(書記兼看守長)看守長一人を置けり當時在監人は被告人四人とも合せて監獄署に千十三人川越に百三十九人熊谷に百六十九人なりとす近來獄務に就て銳意改良を加へたるもの少なからず今其重なるものを舉ぐれば第一に

戒護事務の改良

にして雜談を禁し役場に於ける便所行度數を制限し四人の獨歩を禁し猥に役場に出入せしめず囚人着席れども近來之を改正して看守押丁甲乙丙の三部に分ち甲は晝勤乙は夜勤丙は日勤とし晝勤夜勤に服するものは監房守衛及び警邏勤務とし日勤は内勤及び役場詰のものに限れり此の如く晝夜の區別を立て、執務時間を短縮したる爲め職員皆活潑の精神を以て事務に當り會々破監逃走を企つるものあるも容易に目的を達する能はざるに至れり且つ

衛生上には殊に注意

を加へ獄舎の周圍下水芥溜便所浴場等は清潔に掃除し便所の如きは毎日汚物を酌取り防臭劑を撒布し飲料水は時々試験を行ひ監房役場は毎日の掃除行届き臥具其他の器具皆清潔を旨とし在監人は程度を定めて入浴運動せしめ頭髮衣類には垢染破損なからしむるに注意し殊に新に入監するものには入監前必ず湯若くは水を以て十分に沐浴せしめ垢染みたる衣服を着するものには獄衣を貸與して着換へしめ然る後に

入監せしめ又暑氣の候にありては五日乃至七日間別監に拘禁す是は一は新入監者の健康を計り一は之に由て萬一傳染病の侵入あらんを豫防するの意に出づるものなり病監は大氣の流通を十分にし病室は四科乃至五科に區別し病性に從て各々其室を異にせり右の如く注意行届けるを以て在監人中病人は割合に少く目下傳染病等の虞あることなしと云ふ

●監獄に關する博覽會

曩きに露京聖比得斯堡府に於て萬國監獄博覽會の設けあり本邦よりも監獄にての製作品を出陳し我が監獄作業の一斑を表示せられたることなりしか來る明治廿六年には北米合衆國費列特爾賓亞府に於て世界博覽會を開設せられ該會には監獄に係る規則類其他物品の出陳を要することになり居る由詳細は追て他日に譲る

●再び監獄費を一切國庫支辨とする事

本年四月下旬東北地方より北海道各監獄を巡視せし顧問セーパツハ君及び隨行員小河滋次郎氏は路次恙なく六月十九日を以て歸京せらる其行程概かに六旬に過ぎずと雖聚集せられたる復命の材料は數個の行李に溢れたりと聞く已に見聞の實況と改良の意見を供へ第一回の復命書完結せられたるを以て本會も其一斑を聞き之を掲載するの榮を得たれば次號以下引續き登錄せんことを讀者に約すへし因に顧問は養病と避暑と復命書の取調とを兼ね目下函根滞在中にして尙一ヶ月位は歸京せらるまじしと聞く

●八木監獄課長の巡視

警保局監獄課長八木秀太郎氏は神奈川靜岡兩縣監獄署巡視として本月十九日出發せられたり聞く所に依れば別段支署等には巡視せられず途中顧問を函根に訪ひ五六日間にして歸京せらるへしと

●近府縣聯合獄務會

監獄費を一切國庫費とすることに就ては前號に記述する所ありしが聞く所に據れば大坂府に於ては有志者相謀り會議を開き協議委員十名を撰舉し該委員より遊説委員を指名し先づ大坂府下の輿論を定め而後各府縣の同意を求むることゝなせし由各府縣に於ても進んで此議を賛成し又は發起し以て監獄費を一切國庫支辨となすことに盡力あらまほし

●監獄巡閱の必要益々顯はる

監獄の巡閱は監獄則第四條を以て規定しあれども何かの都合上なるへし規定通り行はれざる憾あり動もすれば徒法に屬する嫌なきにしもあらざりしか今般其筋に於ては此規定の實行を求むる爲めなる乎廳府縣長官の監獄を巡閱する度毎には一々報告する様との訓令を發せられたるやに聞き及へり監獄の改良上には巡閱の必要なるを證するに足る

●獄務顧問の歸京

大坂府監獄署に於ては近府縣聯合獄務會を開設せられ本月一日より四日に涉り重要事件を協議せられたり會合の府縣は京都滋賀岐阜奈良兵庫(假留監共等の典獄並に隨行看守長書記諸君にして獄務の統一を期し且接續府縣の間氣脈を通ずるの上に於ては最も必用の會合なりと知らる

●丁汝昌氏東京集治監を見る

此頃北洋艦隊六艘を率ひて來朝したる有名なる清國水師提督丁汝昌氏は入京の翌日即ち本月八日を以て我國監獄の實況を一覽せんことを申出でたるに由り内務省は東京集治監を指定して之を紹介せり丁氏は右の許可を得るの即日、同國公使李經芳氏と共に馬車を馳せて小菅村の同監に到り小憩の後、石澤典獄の案内にて新監房工場等、限なく全監を視察し衛生、檢束、經費、作業、遇囚(非常事變に應ずるの準備、書信接見の度數、賞譽、懲罰等)に關する諸般緊要の事

統計

○明治廿四年三月々末全國在監人現在員表

茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長野	兵庫	神奈川	大阪	京都	東京	北海道	北海 監獄署	海部 監獄署	道 監獄署	東 監獄署	小笠 原島	東京
----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	-----------	-----------	----------	----------	----------	----

二十一

一一三

[illegible]

[illegible]

總計

五八、三九五	一、八〇二	二四四	一、八二六	四〇二	七二、六六九
六一、四二五	一〇、九三三	二四四	一、六六七	四一六	七四、六八五

雜
錄

●東北系統及北海系統に屬する所の監獄に就て

秋田及び山形を除きたる宮城系統（又は名を東北系統とも言ふとかや）及び北海系統に屬する各所の集治監及び地方監獄か此度ゼーバッハ顧問の試験的回を受けたることは讀者諸君の夙に了知せらるゝ所ならん顧問が齎らし來つて大臣閣下に復命せし所の考課狀は果して如何其前回及び前々回に於て東京系統及び兵庫系統の各府縣監獄を査察せしときとに比較して起る所の批評的感情、果して如何そや之を聽く今回顧問が視察せし所は重にも會計作業用度衛生

等に關する事項にして前回に於ては檢束上にかゝる諸般の要務を査閲したりとのことなれば其見る所内外表裏の區別あり従つて是れと彼れと適當の判斷を下し能はざるの事情なきにしもあらずるへし然れども顧問は是れ斯道の達人、外部の張弛を見て内部の整否を卜し裏面の好惡に由つて表面の美醜を察すること豈に夫れ難からんや

福島監獄の改良事業に銳意熱心なるの事實は顧問をして先づ第一に満足の意を表せしめたることカイ先きよし、清浦前警保局長の心配したる典獄殿様然たるの風は管たに其痕迹たも之を認めざるのみならず、些細の事に至るまでも能く自ら率先して手々下すの勞を厭はず、謹嚴にして且つ精勵、繁難なる簿記計算の細務と雖も敢へて之を下僚に放任するか如きことをなさず能く指導し能く監督す、或は包容の量に乏しく干渉、其度に過ぐるにあらざるなきを得ん

やと謂ふものありと雖も斯くの如き言をなすものは蓋し前警保局長の所謂木偶同様の人物を戴きて長官の器量備はる人となす一類のみ、何んぞ以て其謹嚴精勵の美德を累はすに足らんや之を本監獄の下に大小四ヶ所の支監獄を統轄するの局に當る林典獄其人を評したる或人の言となす、改良事業の如きは殊に最も斯くの如き人物を渴望す、顧問をして満足せしめたること實に偶然にあらざるを知る、若し尙は完壁を該縣の治獄上に求めんとならは宜しく其本支署の關係をば一層も二層も密接に繫結せしめざるへからず、大に中央監督の權限を擴充し且つ其灼然たる實効を表顯するの用意なかるへからず、下僚に放任する固より非なり然れども能吏は厚く之を遇せざるへからず其腹心を打ち明けて重く之を信用せざるへからず、注意周到ならんと欲するときは其弊、或は他の冀望心を奪ふに陷る、失意は事を破る。得意

の色、満面に顯はれ、喜び且つ樂んで各々其職務に黽勉執掌しつゝあるの觀あるは是れ豈に欽慕すべき
仙臺監獄の光景にあらすや中村典獄の老練を以てするにあらざるよりは決して此に至る能はざるや必せり、本監の外、各所に散在する所の支監獄、三ヶ所あり支監はすべて刑事被告人のみを繋留するに止まり、行刑の統一を計るに便利なるは喜ぶへし、獨り憾む八百内外の多數囚人を拘禁する監獄としては肝腎なる作業種類の割合に甚だ不足なるを免れざることを、作業は多種多數なるを要すとは動かすへからざる行刑上の大原則なるにあらすや、彼の敏達なる典獄にしてヨモ之を知らざることやある、看守訓授の法。肯緊に當る宜しく探つて模範とすへし。改良事業の前途に横はるの障害は當局者其人にして漫に自我流を固守せんと欲するの情なりとす少くも我流の幾分たに之を維持せんと欲するの念を絶たざるときは

されとも然かも其結構の能く衛生に適し且つ檢束に便なるは同形式を以て建築せられたる鍛冶橋監獄埼玉監獄等の比にあらす之れに加ふるに四員の割合には監房數の餘裕あり、少くも囚人の三分一までは之を分房するを得へし、分房の模範を該集治監に實行するに至らしめんとはセーバツハ顧問の冀望なりと聞く該監の諸氏何んぞ自ら奮つて其冀望を充たさる諸氏は宮城集治監をしてセントングル監獄の英國に於けるか如くモアビート監獄の獨逸に於けるか如く我帝國に於ける分房制施行の先登者として永く其名譽を萬國監獄歴史の上に止めしむることを辭せざるへし、其撰抜したる所の看守、体格と言ひ年齢と言ひ姿勢と言ひ共に敢て間然する所なし只た善きか上にも益々善きものを撰抜せよ、看守の人物を撰擇することは遇囚第一の要訣たり、能く之を獎勵せよ能く之を教育せよ、紀律を以て鍛へあけたる老練堪

折角、苦心して仕上げたる改良の結果は他日幾多の衝突を來たすに至り終に所謂帶に短し禪に長しの不利不便を感じるを免れず、中村典獄は改良に熱心なるの人なり、能く己れを空ふして人言を容るゝの寛量あるの人なり、我れ豈に宮城監獄に於て此病あるを見しと謂はんや只た老練なればなるほど勢ひ此病に陥り易き傾きあるを杞憂し敢て一言を費して老練家一般の反省を請ふのみ、治獄の事、之を外に修飾せずして内に整頓せよ名の揚かるを求めずして實の舉らざるを憂へよ、未だ熾々たる名を聞かざるも其實務の大に見るべきものあること

宮城集治監の如きは他に多く其類を見ず眞に宮城系統の盟主たるに耻ぢす寡言力行、未來の典獄として第一に指名せらるべき山崎書記其人の効、少しとせんや、構造は不十分ながらも新式の十字形、其木造なる、其バノアチツシならざるは遺憾、固より少から

能なる看守長ならんには能く其直接の衝に當るを得へし、衆僚を督勵し群囚を遇便すること凡へて軍紀的なるを要す、寧ろ寛に失せんより嚴に失せよ繁に流れんより簡に過きよ、久しく身を専ら簿冊の裏に埋め刀筆、是れ事としたる者、或は時として此機を誤まるなきを得ざるは蓋し自然の理勢なり、粗豪なるか如くにして其實、謹嚴なり、能く衆僚に對するの恩威を全ふして軍紀的に斯の監獄事務を統括調理するの器局あるへしと思はるゝものは（以下次號）

●犯罪人（承前）

山 東 隱 士

此一派ノ學者ハ概チ自ラ實ボクシキヲサシテ學ヲツシメシユ派ト稱シ氏ヲ宗トシテ主張シテ曰ク刑罰ノ尺度ハ一ニ犯罪人ノ危險ノ程度ニ由テ測定スヘシト此純然理想的且實學的ノ學派ニ對シテハ種々ナル時トシテ甚シキ誹謗ニ涉

ル駁論サヘナキニアラス而シテ其弊駁ノ術ニハ重モニ著者自ラ當レリ此學派ノ講究スル所ハ必スヤ尙幾多ノ修正ヲ要スヘシ然レトモ其所謂古傳的法理學ノ崇拜者ニ比シ功績ノ多キコトハ毫モ疑ヲ容レサルナリ伊國以外就中佛國及魯國ニ於テモ亦既ニ此學派ニ連衡若クハ近似スル學者及實地家ニ乏シカラス而ノ吾人ハ今チ距ルコト未タ幾年ナラス白國監獄事務管理者ノ汎ク江湖ノ識者ニ向テ出版シタル一大好書ニ就テ其果實ヲ見ルチ得タリ（プリンス氏ノ犯罪ト制止 *Prins Criminalité et répression*）エフフオンホルツェ

ンドルフ氏ハ頃者積極的改良運動ノ要點ニシテ大體異論ヲ存セサルモノチ數多纂擇スルチ得タリ是ニ由テ見ルトキハロム、プロツ、フエリー派ハ學說ノ改造及闡明ニ裨益ヲ與フルノ大ナリシコト言チ須タサルナリ但該派ノ唱道スル所殊ニ訴訟法ニ關スル意見ノ中ニハ實行スヘカヲサルモノアリト謂フモ蓋シ失

れり然れども成るべく其弊害を減少せんとに注意し爲めに作業の種類を増加し、囚人の賃與を公告し、約定を三年以内とし、工錢の額を人民の賃錢に近似せしめ、監獄固有の授業手を置き、監獄の需要品を製造することとなせり

食物は學問上の根基に由り調査したる食糧規程に従て給與す

懲治の事は今將に發達せんとする時なり

ヘッセンナッサウ州ワールベルンの懲治場は最新の建設にして内務大臣の管理に屬し階級制に由りて構成し不論罪の幼者を收容する所とす不論者の強制教育は千八百七十八年三月十三日公布の法律に據り州の負擔に歸し國庫よりは費用の半額を補給することとなり然れども州固有の懲治場は方今未だ多からず大概一私人の家に托し或は私立の懲治場に入るゝととす伯林ウルパンの教育院漢堡附近ホルンの「ダストラウヘハ

言ニアラス又其結果ニシテ危險ノ憂虞アルモノナキニシモアラサルナリ若シ吾人チシテ此新學派ノ既ニ效驗ヲ現出シタル大綱ヲ舉示セシムレハ概チ左記ノ諸點ヲ以テ之ニ對フルチ得ン而シテ其明瞭ナルコトハ時ト與ニ益々加ラン

第一 主トシテ要トスルハ理義ヲ研究スルニアラスシテ人チ講究スルニアリ獨國ノ一刑法官云ヘルコトアリ刑法學大革新ノ到來スル時機ハ刑法官ノ其研究チ新古ノ法泉又ハ哲學上ノ組織及抽象ニ求ムルヨリハ多ク監獄ニ就テ之ヲ求ムルニ至リタル時ニアラン誰カ知ラン總テ刑法ノ事ニ干與スル官吏ハ全ク民法家及行政官吏ニ異ナル教育ヲ要スルノ時機甚タ遠カラサランコトナト（未完）

●普國の監獄（第二卷第五號に續く）

作業は普國に於て重ムに仍受負法に由りて今日に至

ウス」の如き是なり右「ダストラウヘハウス」の管督者は有名なる教師ウ・ヘルン氏とす

感化的付加拘禁即ち強制就役を執行する所は普國に於ては組織經理及維持に關し町村の負擔とす伯林市役所に屬する就役場はルムメルンブルヒにあり

薩遜國の監獄

同國は井然たる階階制を實行したるの故を以て他に卓越せり曰く夜間の離隔、混同作業、危險及腐敗せる犯罪人の區分、紀律上の等級の分別、再犯者の特別なる待遇、懲役と禁錮との嚴劃、幼年囚の特別監等なり」プロインズドルフ及グロースヘンチルスドルフの特別幼年監は實に模範とするに足るなり監獄は恐くはツウ・ギツカウを首位に推すへきか該監獄は近時迄薩國の獄事に功勞ある樞密參事官ダーリング氏の管理に屬したり

巴丁國の監獄

同國の獄事は甚だ進歩せり其行刑は大體分房制に依る監獄は司法省の管轄に屬せり主理は參事官學士フオンヤーゲマン氏なり

模範監獄はブルフザール及フライブルヒの兩所とすフライブルヒ監獄の典獄は監獄學月報の發行人なる樞密參事官學士エケルト氏とす

●佛國の監獄

歐洲佛國內の内務省に屬する監獄は

一中央監獄

此等の監獄は國の所有に屬し千八百十七年四月二日及千八百三十年六月六日の規定に由り左の區別に従ひ嚴罰すへし(一)重罪監(メーソンドフォルス)即ち懲役に處せられたる男女、強制就役に處せられたる女及七十歳以上の男を拘禁するもの(二)輕罪監(メーソンドコレクシオン)即一年以上の禁錮を執行する所

月五日の法律に據り國の經理に轉屬せり然れども所有權は州に屬す故に修繕費は州の負擔たり是れ千八百七十五年六月五日付法律の實施遅々たる所以なり該法律に據れば未決囚全体と一年以下の自由刑に處せられたる者は悉く晝夜分房に繋ぐを要せり

(千八百八十五年には本法を實施すへき構造の監獄十四ありたり其中特に適當なるはシヨームント及ベサンソン)

行刑の制は目下仍建築上の構造如何に係り既成分房監獄の外は一種の階級制雜居なり改築及新築は該法律の趣旨に従はざるへからす且内務省の許可を要するに由り此等の監獄に於ても漸次分房制行はるゝに至るへし

作業及給養とも受負人に托す

未決囚及負債囚は納金して特別の房(ビストル)に入ることを得

千八百八十六年には佛國中に十九の中央監獄ありたり

行刑の制は尋常の雜居制なり夜間大なる混同寢室晝間混同作業場但し沈黙を要す

作業は最多中央監獄に於て全体に一人の受負人に受負はしむ甚しきは作業と給養とを合せて然るものあり近時に至り始めて官業の問題起れり

囚人は工錢の成分を受く強制就役は十分の三、懲役は十分の四、禁錮は十分の五而して其割合は犯數を重ぬる毎に十分の一を減す作業は大工業を主とす(製絨、機織)

教誨は全体、小學教育は幼年囚に限り成年者には勉強良行の賞として許すのみ

州の監獄は一年以下の禁錮囚を拘禁し未決囚及負債囚を繋ぐ又其以上の刑に處せられたる者を相當監獄に發送する迄の間拘置す、州獄は千八百五十五年五

現任監獄事務局長はエルベット氏とす見るへき監獄

は巴里大拘置監、マザ監獄、ラベチトロケット監獄、ブリソンドラサンテ監獄、巴里警視廳の支署なり

●白耳義國の監獄

同國に於ては千八百七十年三月四日の法律を以て自由刑の執行には分房を用ふへき旨を制定せり故に各種の囚人とも監獄の狀態の許す限り分房制に従ふを要せり

分房に於て受刑する者は刑期を短縮せらる即ち

一年中二ヶ月乃至十二ヶ月は刑の十二分の二

二年三年四年五年は刑の十二分の四

六年七年八年九年は刑の十二分の五

十年十一年十二年は刑の十二分の六

十三年十四年は刑の十二分の七

十五年十六年は刑の十二分の八

十七年十八年十九年二十年は刑の十二分の九
由て最長有期刑即ち徒刑二十年は九年九ヶ月の分房
に相當す
白國の監獄左の如し

一 リーウエン(分房)及セント(雜居にして夜
間離隔す)の中央監獄には終身の自由刑囚にして十
年間分房にありたる者及身体上又は精神上の不具に
由り分房に適せざる囚人を拘禁す

二 第二等の監獄は感化的の刑及警察刑を執行し
未決囚及負債囚等を繋留する所とす(ブルッセルの分
房監獄六百人を容る最新の監獄はサンジルスにして
六百二十の分房を有す)

乞丐及浮浪の徒を容るゝ所をルイセルドウェンゲー
ス及ペーメンノ「エコールドレホルム」及クルクス
プラス及ブリュッジュノ「デボーマンデシター」とす
幼年者を容るゝをナムユール近傍のサンユーベルト、

一 苦役

二 禁錮 有役及無役

苦役刑は三等とす左の如し

(イ) 離隔拘禁 本刑は全体の男囚働動近傍ウォーム
グードスクールパス監獄に於て受くべきものとす
九ヶ月間離隔拘禁を経たるの後適當なりと認むると
きは

(ロ) 公役監に移し混同強制作業に服せしむ

(ドールウアーの監獄は新設なり)

五等に區別す

(ハ) 假出獄

禁錮の刑は四等に區別す但し判事に於て優待すべき
ものと認むる者を除く(一等輕罪囚)

獄務の全体内務尙書に屬す

内務省中特に監獄事務局を置き之を二課に分ち第一
課は苦役刑の執行を掌り第二課は禁錮刑の執行を掌

ナムユール及セントノ「メーソンベニタンシエール」、
エトドレホルム」とす
給養は監獄自ら處辨す

作業は中央監獄に於ては官業とし其他の監獄に於て
は受負人素品を納め工錢を拂ふ其工錢は普通人民の
ものより低きことを得す

獄務の中央管理は司法省に屬す其中央事務局の長を
監獄及保安事務官と稱し(アゴリナエル)氏三部に分つ
(一)庶務部(二)會計部(三)建築部第一部の長を總監と稱す
右監獄の管理は全く典獄の掌中にあり

直接監督官司は本來缺如す但し右監獄に事務監督委
員を置く該委員は懲罰及特赦の上申に干與するもの
とす

● 英國の監獄

英法の自由刑は

ると謂ふへし

● 北米國の監獄

新約克にはオーボルン(オーボルン沈黙制)シンジ
ン及改良監獄エルシラあり

エルシラに於ては階級制を用ひ三級とす其下級よ
り上級に進むるは愛蘭表點制に據る最後級よりは假
出獄を許す

該監獄には十六歳以上三十歳以下の者にして判事の
命に由り送付し來る囚人を收む刑期は獄長の隨意に
左右する所なり但し法律上の最長期を超へて伸ぶる
こと能はされども満期前何時にても誓約を爲さしめ
再收監の權利を存して放免することを得本監獄に於
てメユイ等の小説を許し并に音楽會合を行ふことは
通常紀律的要求と一致せしめ難き所なり
分房は北米に起り今は反て廢棄せり唯一の分房監獄

はフエラデルフヒアの「イーステルン」監獄なり其外
新約克にも一小分房監獄あり

●壯士芝居を観る

小 仙 子

下題はたしか監獄寫眞鏡とか名つけしと覺ゆ世界は連中總出、四人苦役の場、自ら誓つて實踐の狀況を演ずるものなりと聲言し觀者亦た以て妙絶、眞に迫まると迷信し(?)喝采の聲、滿都に喧びすしく紳士行き書生行き職工も商賈も老弱男女、藝妓の末に至るまでをも吸集し、新聞屋馳走のめくら減法界の吹聴、空しからず日々大入客留の札を掲げて黒表紙社會の相場を狂はしめたるものは實に川上某一座か鳥越の槍舞臺に興行したる書生新狂言一名を壯士芝居と稱するものなりとす事苟くも斯道に關す狂言綺語と雖も決して之を看過すへからず況んや衆評喧傳、

りしや否や只た其實際々々と連叫せし聲の如何にも尋常ならず鋭く仙子の耳膜に透徹したることを記憶して今、尙ほ之を忘れず

鳴物に代ふるに詠への撃柝、覺へあるひやう子面白く幕を開く舞臺一面に列坐したる赭衣の群囚、藝を打つもの、繩を拘ふもの或は草鞋を作る者あり、塙隅に卓を控へて見張る所の看守、權を装ふの髭未だ長からず、服役を巡察するに餘念なきの押丁、寛容の量に乏し、宛然たる藝工場の光景妙を得て眞に迫る、中に一人の惡漢あり既に數回處刑せられて監獄に入る能辨多智、能く監の内幕を詳かにし諸般の規則に曉通す然かも傲惰放慢、更らに吏命を用ひす吏、一言すれば彼れは數言を以て之れに抗す、吏、堪へずして之を強壓すれば彼れは愈々其饒舌を弄して其不法を詰責し終に吏をして言句なからしむ、一面吏をして勢ひ強壓的制止を用ひざるを得ざるの位地に立たし

寒喧の語次、到る所、必らず此談話に及はざるはなきに於てをや平生無骨にして芝居などには極めて縁薄き仙子をして貴重の時間を費やし多少の散財を餘義なくせしめたるこそ氣の毒なる、往年曾つて新富座に於て牢屋の場を仕組みたる劇を観る是れ亦た四人苦役の狀態を演出せり然れども仙子の感情を惹き起せしこと未だ今回の如く甚しくはあらざりき蓋し彼の仕組の多くは舊時代の牢屋に基づきしものなるを以てなり、少くも文明の今日にあり得へからざる殘暴の苦界なりしを以てなり、所謂壯士芝居の劇は即ち然らず實際、あり得へくまた勢ひ、あらざるへからざるか如きことを演出するものなり、況んや役者自らは是れ實踐の活劇なりと聲言するに於てをや看客の中、己れを忘れて實境々々と喝采連呼するものあり傍らより熟視すれば正に是れ亂髮垢衣、浪々たる一群の破落戸なり知らず彼れ果して身に實踐する所あり

めつ、一面、四人をして規則面より其不法を詰難せしむ所謂實際、あり得へくまた實にあらざるへからざるの事にして作者の苦心、役者の得意とする所、實に此にあつて存し觀客をして強く感情を惹き起さしむる所亦た實に此に在り只た夫れ心なきの觀客は漫に囚人を憐んで官吏の處置の非理不當なるを承認すへく冷笑すへく罵詈すへし心あつて之を観る者は若し果して斯くの如きとあらんには寧ろ官吏の境遇を憐んで強壓手段の尙ほ手緩るきに失するを感じ囚人の傲惰暴慢を叱咤すへし否な遇囚法の不完全なるを憂慮すへく慷慨すへく悲憤すへし、斯くて吏の此惡漢を百方制止する間隙に於て群囚服役の狀況、頗ふる弛怠を顯出し耳語する者、盜食する者、喫煙する者或は手を拱て物珍らしく官吏と囚人の喧嘩を傍觀する所の者或は屢々起つて便所に往復する所の者、工場場の紀律既に錯雜紊亂して亦た收拾すへからず愈々

制すれば益々亂れ終に官吏と囚人と握み合をなすの極端に移り偶々看守長の巡回に會ふて吏は周章狼狽、殆んど身の置く所を知らず吏は叱せられ囚人は愚論せらる其叱するや理あり愚論すること亦た頗ふる割切なり遇囚の要訣を知らざる所の司獄官吏などに於て往々得て有り勝ちの急所を穿つ所、是れまた一段心ある觀客の心を痛ましめたり、時到期柝響き看守は罷役を號令す、號令に先つて全囚既に罷役するの狀を演ずる復た一興なり罷役し終つて一日の科程を點檢す不器用なる草鞋二三足を作りしのみなるにも拘はらず旦那の聲懸りにて其勤勞を賞慰せらるるものあり、傲然、一二把の繩を提け一日間勞働の仕上なりとして檢査を請ふものあり官吏、其怠慢を責むれば頑として抗言しすらく身体虚弱にして勤勞に堪へず監獄則に所謂体力相當の業は我れ既に之を仕上げたるを信す之を要するに飽くまで同情傲惰官

あるも立所に之を罰す其責むるや嚴、其罰するや剛。司獄官方寸の中、如何なる兇漢も瞬間時にして之を畏縮せしむるの秘訣あつて存す何そ彼の喋々を要せん又彼の格闘を要せんや語を寄す斯道に従事する幾多同業の人、彼の劇を観て漫に其妄狀を憤慨することとを休めよ局に當る者動もすれば輒ち迷ひ易すし彼のあり得へき若くは曾つてありしやも計られざる所の事實、多數吏員の中には或は萬一にも全く之れなしとは斷言すへからず大に彼れに鑑みて己れに戒むる所あれ若し其痕迹或は萌芽たに發見する所あらは速かに之を漸減することを務むへし予は彼の壯士芝居に於て大に益する所ありたるを信す所感を記して讀者の一粲に供す

●東京新報の監獄論

監獄は監獄の監獄に非ずして社會國家の監獄なり監

吏壓制の狀態を寫し否な演出し其官吏に對する無禮の言、あらゆる卑醜、聞くに堪へざるの語を用ひて罵詈を極め官吏の言語舉動、亦た頗ふる失當にして罵詈を受くるの無理にあらざるを知らしむ畢竟するに固ど是れ一場の狂言に過ぎざるを以てたゞひ自ら稱して實踐の狀態なりと言ふも其間に於て配合上、幾多の假想的仕組あること論を俟たず然れども既に前にも述べたるか如く大体上より之を觀察し來るときは事實、あり得へきとを多く演出するを以て心なき者は信し心あるもの亦た多少、迷ふ所なきを得ず監獄の体面を煩はすの杞憂を懷く豈に夫れ偶爾ならんや語を寄す未だ監獄の實況を知らずして僅かに彼の劇を観て其一斑を知り得たりと爲す所の客、改良進歩したる今日の監獄は決して彼れか如き兒戯に類したる境遇にあらす其緊嚴にして且つ剛正なる隻辭の不敬に涉る者あるも忽ち之を責め寸尺の放縱的動止

獄の毀譽は國家の体面に關すること最も大なりと知るや知らずや監獄を以て社會の別天地なるかの如くに思ひ辭かめ善さも惡さも殆んど吳越相關せざる如く空焉平然たる無分別者多きと憐れなる世機一變、殊に一たび監獄費國庫支辨論の起りたるより以來、頗みに世の斯の事業に着目するものを増加し新聞紙上、時に獄事問題の掲載せらるゝを見るか如き若し此分にして銳意、進行運動を怠るなくんば將に大に輿論を此に傾注せしめ得るに至らんとするの冀望なきにあらす國庫支辨の事、固より必要は即ち必要なりと雖もたゞひ成らざるも早晚、必らず之を達し得るの機會あるへし以て深く憾みと爲すに足らず、只た之れに由て大に社會の注意を獄事に惹くに至るを得は須らく此問題の賜として謝すへきなり予輩は先づ兎に角、社會が獄事を度外視せずして之に注目することの益々多からんことを切望

するものなり、間接に直接に人民の監獄に對する其擔の責任を盡すに至らんことを切望するものなり、頃日東京新報が監獄論と題する一篇の改良意見を其數日の紙上に連載せしか如きは斯道前途の祥事として慶賀すへし一讀するに論述する所、多くは汎博に失し結局、字彙的たるを免れず固より以て當務者を益するに足らざれども然かも社會問題としては世の注意を惹起するに充分の價値ありと信す殊に國庫負擔の必要を論したる結文の如きは清浦前局長の意見の補遺として必ず之を參看するを要す其勞や感謝すへし、未だ該新報を一讀せざる所の讀者に向つて其筋書の大要を略評するも亦た強ち無益の勞にあらざるへし（但し全文は該新聞紙本年六月二十五日以降七月三日刊行の分に就て之を見るへし）

第一篇は刑法の主義及目的の沿革を叙し矯正主義の

制とて人類を生き埋めにするか如き亂暴なるものに非ず、一面、惡交を絶つて罪惡の傳播を防遏するの傍ら一面、善交を獎めて良心の發達を促進すること實に分房制の目的なりと論斷する所、實に千金の價値ありと云ふへし、泥棒學校をブチ潰す考案として先づ中央の獄舎を改良すること「モアビート」の如く將た「ペンテンザ井ル」の如くなすへしと云ひ又若し規模の大なるを要するか爲めに踏阻逡巡するの事情ありと云ふは宜しく其一部分を新制に適する構造とし先づ刑期の短少なる初犯者及初犯者にあらざるも少壯にして惡心の尙は未だ十分増長せざる者を之に入れ以て改良の端緒を開くへしと云ふか如き凡へて是れ専門家の言はんと欲して未だ之を口に發せざる所のものにあらざるはなし。獄制は死物なり能く之を應用するは司獄官吏にありと論轉せし所、至極同感なり

爲めに復讐主義の亡ひたることと陳へ行刑制度の改正を餘義なくせしことに論及す序幕だけに此と云ふ格別の所なし

第二篇は歐米に於ける獄事の改良進歩して分房制を創思實行するに至りたるまでの沿革にして第一段、禁獄懲役等の方法を案出するに至りたる原因として記述する所に據れば舟楫刑又は殖民刑、之れか先驅をなせしものゝ如し此所、少しく無難と云ふを得ず結文、佛國の例を引證したる所、大請けなり

第三篇は英國の濠洲に於ける殖民刑失敗の成行等を叙したるものにして第二篇の補遺として之を見るへし

第四篇は我國の獄制に關する記事にして其雜居制の非を論し分房制の利を説く所、頗る鋭切なり素人の筆にしては能く穿ち得たりと云ふの外なし

第五篇は前篇に續いて分房制施行の方法を叙し分房

第六篇は獄舎構造の不完全なるより起る所の諸々の弊害を列舉して亦た餘蘊なし然れども其の論し來つて「故に今監獄を改築せんと欲せば宜しく其獄舎を廣大にして數個所に分立あるの小監獄を合同せしむることに注意せざるへからず」と云ふに至つては條件付の上に非されば俄かに同意を表すること能はざるなり記者の所謂、大監獄若くは小監獄と認むる所、果して凡そ幾何の囚員を以て限度となすや、二百囚以下の小監獄ならんにはたゞ管理上の便あるも以て經費上の失を償ふに足らず宜しく之を廢すへし然れども八百囚以上殊に千人以上を以て數ふる所の大監獄に於ては行刑上、最も必要する個人的遇囚主義者は到底、之を行ふの望みなし其不可なる小監獄の不利に層倍す、條件付と云ふは即ち此點なり

第七篇は即ち結文にして實に本論の骨髓と云ふへし然れども其説く所、彼の前警保局長の所論と大同小

異なり「嗚呼誰か今日の獄舎を以て悔過遷善の目的を達し得へしと爲すものそ邪路に迷ふ未だ甚だ遠からざるものを驅て以て兇惡亦た改悛すへからざるもの、群に入らしむ嗚呼誰か今日の獄舎を以て社會の危害を除くど爲すものそ一たび獄に入る良民猶ほ且つ惡人に化す況んや惡人をや嗚呼ホーワルド、ホーワルド、ホーワルドの出でざるや久し、余輩は我第二期の帝國議會に向てホーワルドの出づるを望むや切なり否帝國議會其者のホーワルドたるを望むや切なり」どの結辭を讀むに至つては人をして覺へす案を拍つて快哉を絶叫せしむ

寄書

岡山地方囚人ノ隱語集

身体動作ニ關ス

死	スバレル共	謀ぐ	身体ニ關ス	破
鶏	姦だんくをふく賄	賂た	眼	得
竊	盗くがいにん強	盗どんし	全	恐
全	やぎり全	ちんどら	全	發
海	盗うきすふみ全	おどりこ	頭ヲ下ル	目ノ付ヌ
掏	摸まつさん賊	徒わらび	器具物品ニ關ス	怖
全	さし火	付てらなける	小	目ノ付ヌ
女ヲ犯	スやちをふく焼	ばす	刀	目ノ付ヌ
丁	半くましまる外役ニ於テ茶ヲ沸	ちんだて	全	目ノ付ヌ
睡	眠せふる盗品ノ分配や	ちさちより	刀	目ノ付ヌ
全	しをまち全	ちよつちさ	劍	目ノ付ヌ
殿	打こます全	ちよつちさ	ち	目ノ付ヌ
徘徊スル	人せけんし竊盜ニ入ルヲ立番	どひばり	ち	目ノ付ヌ
共	殺人ぐ	い	火	目ノ付ヌ
	取入店車上ノ物品ヲ竊取スルヲ	はちおい	繩	目ノ付ヌ

大	便おゝづめ物品ヲ藏匿スどめ	通	語
小	便こづめ物品ヲ藏匿スどめ	語	通
空	腹わいづめ物品ヲ藏匿スどめ	語	通
入湯スル	あやふや盗	語	通
強竊盜ニ入ル	かまる全	語	通
逃	走け	語	通
盜取スル	あて	語	通
全	あて	語	通
全	あて	語	通
察知セラレシ	づかれた見ラレシ	語	通
發	覺ぐれた忍ビ見聞スル	語	通
恐	怖やばい目ノ付	語	通
目ノ付ヌ	びいどろ	語	通
得	心びんどく就	語	通
破	ルくどく殺	語	通

守が	餅	てんたい	ふい
人にんやく	砂糖	糖いしへん	飯くりから
		麥	

四十五

翻譯

●再犯以上囚人ノ流移刑ハ之ヲ可
トナスヤ而シテ如何ナル條件ニ
依ルトキハ可ナルヤ(承前)

在ルードウキヒスブルヒ

ジョヘルト典獄述
山上 生譯

犯罪ノ豫防手段トシテハ流移刑ハ内地監獄ニ於テ自由刑ヲ執行スルヨリ大ナル功ヲ奏スルヲ決シテナシ感化ノ點ヨリ之ヲ見ルモ在來ノ刑罰執行法ニ比シ一モ裨益アルコトナシ其之ヲ定役アル主刑トシテ刑期ノ初メニ於テ執行スルト若干ノ時間内地監獄ニ於テ服役セシメタル后之ヲ執行スルトヲ分タス第一ノ場合ニ於テハ適切ナル刑ノ執行ニ相當スル方法ヲ殖民

地ニ於テモ施設セサルヘカラス第二ノ場合ニ於テハ
リ副報告委員ヲ命セラレタルフインランドノヘルシ
ングフォースメッヘリン教授ハ左ノ如キ決議案ヲ會
議ニ提出セリ

流移刑ハ行刑ノ目的ノ實施ニ對シ内國ニ於テ官
廳ノ監督ノ下ニ執行スル自由刑ト同一ノ保證ヲ
呈シ得サルナリ然カノミナラス殖民地ニ重キ重
罪犯囚ノ衆合ニ由テ危險ナル變動ヲ與ヘ且本國
ヨリ其遠隔セル所領ニ向テ施スヘキ文明的開導
ノ作用ヲ沮止スルノ大害アリト

本問ノ刑制即チ流移刑ハ會議ノ討論ニ於テ概チ佛國
人ノミ之ヲ辨護シタリ就中佛國海軍殖民省殖民局長
ミシオー氏及佛國高等監獄會議委員代言人フエルナ
ンド、デボルト氏ヲ最トセリ會議々員大體ノ意見ハ
之ニ反シテ全ク流移刑ヲ排斥スルノ傾向ヲ示セリ而
シテ若シ人ヲシテ佛國ノ代表者及其制度ニ斟酌スル
所ナカルヘカラスト信セシメサリシナランニハ必ス

其目的即チ受刑者ヲシテ本然ノ善ニ恢復シ易スカラ
シムルコトヲ官府ニ於テ毫モ犠牲ヲ費スコトナク品
行上咎ムヘキ廉ナキニ由リ特ニ信用ヲ得タル放免者
ヲ組織齊整管理良明且保護完全ナル注意ノ移住ニ由
テ達スヘキヲ要スフオン、ホルツエンドルフ氏ハ其
演說ヲ結フニ左ノ言ヲ以テセリ

流移刑ハ其原則ニ於テハ行刑ノ目的ニ矛盾スル
ヲナシ然レトモ之ヲ施行スルニ方リ幾多ノ困難
ニ遭遇スルト之ニ因テ自然ニ危害ヲ生スヘキ恐
アルトノ故ニ刑ノ方法トシテハ之ヲ例外且中間
物トナスヘキナリ英國流移刑ノ最信憑スヘキ經
驗及既往ハ斷シテ多幸ナル未來ヲ約束セサルナ
リト

上文ニ略記シタル意見ノ外尙四通ノ意見書本會議ニ
提出セラレタリ其中ボロンニア控訴院總代表者フオ
レスタ伯ノ意見ノミ流移刑ノ非ナルヲ唱ヘサリシナ

ヤ此意見ヲ公表シタリシコトナラント雖是ノ如キ顧
慮アリシガ爲メニ會議ニ提出セラレタル問題ニ就テ
ハ左ノ如キ字句ヲ以テ決議スルコトハナリタリ
流移刑ハ其執行上困難ヲ有シ爲メニ各國ニ於テ
必スシモ善良ナル行刑ノ條件ヲ具備スルモノト
シテ之ヲ實行スルコト能ハス若クハ實行スルノ
好望アルコトヲ得ス

蓋シ此議決ノ字句ハ流移刑ヲ再犯ノ刑トシテ獨逸刑
法ニ插入スヘキヤ否ヲ近々開カルヘキ獨逸司獄官ノ
會議ニ於テ討議且議決セシメント吾協會委員諸氏ヲ
シテ決意セシメタル因由タルナカランカ
該問題ノ時宜ニ適スルモノナルハ歐洲ノ一大國ニ於
テ最近時ニ流移刑ヲ再犯囚ニ對スル刑トシテ法律上
新ニ採用シタルノ事實ニ照シテモ明瞭ナリトス
佛國議院ハ千八百八十五年一月十二日大多數ヲ以テ
所謂再犯囚法ヲ可決セリ同法ニ據レハ左ニ掲クル四

種ノ犯罪人ハ終身ノ追放ニ處スヘキモノトセリ

(一)十年間ニ二回懲役ニ處セラレタルモノ

(二)一回懲役ニ處セラレ且二回或ハ重罪ノ爲メニ

二年以上ノ禁錮ニ處セラレ或ハ窃盜、詐僞取

財、背信、猥褻公行、習慣的賣淫ノ教唆又ハ浮

浪若クハ乞丐ニ由リ三ヶ月以上ノ禁錮ニ處セ

ラレタル者

(三)前記罪質ノ輕罪或ハ重罪ニ由リ四回三ヶ月以

上ノ禁錮ニ處セラレタル者

(四)概シテ七回禁錮ニ處セラレタル者但シ其二回

ハ前記罪質ノ罪輕ニ由リ猶二回ハ三ヶ月以上ノ處刑ヲ受ケタルトキ

同法第一條ニ追放トハ受刑者、佛國、殖民地、若クハ所領地ニ永久閉鎖スル(即チ限外地ニ出テサラシムルノ義ナリ)ヲ謂フト記載セリ

被追放者ハ作業ニ従事スルノ義務アリ然レトモ必須

ヘシ故ニ流移刑ノ殖民政略ニ關スル一面ハ殊ニ茲ニ詳悉スルヲ得ス又詳悉スヘカラス但空論ニ失ストノ譏ヲ免カルレハ乃チ足レリトセン

吾人ハ先ツ試ニ追放ノ刑ニ就テ正理ノ點ヨリ判斷チ下サントス蓋シ報復主義ノ論者ハ首トシテ追放刑ニ賛同セサルヤ疑チ容レス此派ノ論者ハ乞丐及浮浪ノ如キ輕微ナル違警罪ヲ最重ナル重罪ト同一ノ刑ニ問フコト斷シテ服スル能ハサル所ナルヘシ流移ノ刑ヲ加算刑トシテ應用スルモ所謂附加刑ノ多數ノモノ、如キ諸般ノ短所及缺點アルヲ免カレス何チ以テ爾カ云フ先キニ執行チ了リタル主刑ニ比シテ一層著大ナル苦痛ヲ感セシメ加之多クハ諸他刑法ノ基礎トナレル刑ノ尺度ノ原則ニ對シ絶大ナル差異ヲ呈スレハナリ

巴里控訴院ノ意見ノ如ク犯罪人ノ移送ハ刑ノ本質及期限ニ關スル各種ノ分別及段階ヲ消滅スルモノナリ

ナル生活需要品ノ缺乏スル場合ニ限ル

追放ハ受刑者ノ服役スヘキ最後ノ刑滿期ニ至リタル上之ヲ執行スルモノトス受刑ハ分房監獄ニ於テスル

コトヲ得ヘシ追放ハ必ス通常裁判所ニ於テ主刑ト同時ニ宣告セラルヘキモノトス

逃走者、許可ヲ得スシテ佛國ニ歸來スル者及請假ノ

日限ヲ超越スル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處シ再犯ハ五

年以下ノ禁錮ニ處ス本刑ハ追放ノ地ニ於テ執行ス

吾人ハ再犯者ノ流移ニ關スル思想カ佛國ニ於テ如何

ナル法律上ノ形体ヲ取得シタルヤチ看タルノ后首ト

シテ該思想ハ刑ノ本体及目的ニ關スル方今ノ觀察ト

一致スルヤ又果シテ一致スルモノトスレハ何レノ程

度ニ至ルマテ然ルヤノ問題ヲ検査センコト必要ナル

ヘシ此問題ヲ判定スレハ追放ハ刑トシテ價值アルヤ

將タ價值ナキヤハ自ラ明瞭ナルヘキナリ卑見ニ依レ

ハ獄事有識者ノ集會ニ於テ之ヲ細論スルノ要ナカル

又伊國監獄巡閱官長ベルトラニト、スガリア氏ノ如

キ專門卓識家モ流移刑ヲ批難シテ曰ク流移刑ハ不道

德ニ逆比例シテ處罰スルモノト謂フヲ得ヘシ如何ト

ナレハ愛國心及愛親ノ思想ナキ者ニ對シテハ幾ト賞

譽ノ効アリ之ニ反シテ仍夫ノ心術ヲ懷持スル者ニ取

リテハ過殘甚刻ノ處分タレハナリ而シテ此愛國愛親

ノ心術ハ依リテ以テ感化矯正ノ效果ヲ收メ得ヘキ所

ナリト善ナル哉言ヤ受刑者ヲ永ク本國ヨリ放逐スル

ヲ以テ感化ノ一手段ト爲サンコトニ對シテハ首トシ

テ左ノ如キ憂慮アリ曰ク國家ニ於テ當ニ處刑スヘキ

者ヲ驅逐スルトキハ既ニ其處分ヲ行フ當初ヨリ法律

及秩序ノ障礙ヲ克復シテ之ト調和スルノ念ヲ斷ツモ

ノナリト受刑者ヲ放逐スルハ保安ノ一手段ナリ然レ

トモ感化ノ方法ニハアラサルナリ

然リト雖本國ニ於テハ既往ノ經歷或ハ諸他ノ事情ニ

由リ其道ヲ遮斷セラレタル數多ノ流移人モ追放中悔

過遷善ノ域ニ達シタルノ例證ナキニシモアラサルナリ此クノ如キ場合アルモ決シテ豫期ノ結果トシテ其功ヲ流移刑ニ歸スヘカラス寧ロ殖民地ニ於テ偶然良好ノ狀態アルニ由リテ是ニ至ルチ多シトスヘシ而シテ此ノ如キ狀態ハ何處ニ於テモ何時ニテモ同一ノ尺度ヲ以テ存スルコトアラサルナリ

「パルユドラバリエール」ノ記スル所ニ據レハ千八百五十四年ノ法律ニ由リ數年間ニ新加列篤尼亞ニ移送シタル數千人中放免後土着セルモノ僅ニ四十乃至五十人ニ過キサリシト云ヘリフオン、ホルツエンドルフ氏ハ論シテ曰ク犯罪人ハ嚴重且緊密ニシテ久時間斷ナキ刑ノ強制ヲ受クルニ由リ其精神上ノ性能ノ發達スルト同一ノ比例ヲ以テ同時ニ嘗テ其人チノ犯罪アラシメタル所ノ意思ノ獨立ナルモノチ損失スヘシ而シテ此意思ノ獨立ナルモノハ事情チ異ニスル場合ニ於テハ規整ナル糊口ノ道ヲ得セシムルニ足リタル

人物、名將、賢相ノ書像ヲ以テ粧飾セラレタリ中ニ就テ余ハ「クローワーター」大將軍ヲ注目シタリ於戲該將軍ノ可憐ナル令嬢「トルストイ」夫人ハ曩日余ト同車シテ貧女院ヲ訪ヒシナリ余ハ嬢ノ第二「エリサベス、フライ」タランコチ企望スト

又書中ニ保護會社ノ規則書及撰擧セラレタル次長、議員、會計員、婦人會員、同會長、同議員等ノ人名ヲ記セリ又記シテ曰ク「ガリナース」親王ハ我倫頓會社組織上ニ付驚嘆スヘキ演舌アリテ「フライ」夫人及其「ニューガット」會ノ詳細ナル報告書、英國ノ最良ナル若干監獄ノ記事并ニ米佛監獄上ノ報告等チ示サル親王ハ不幸者罪囚チ救済スルニ最モ感情深ク且ツ熱心ナル氣色顯ハレ直チニ醴金簿ノ筆頭ニ一千「ルーブル」及年賦金五百「ルーブル」ト記サレタリ會員モ亦競フテ慈善事業ニ盡力セリ「カザダロー」夫人ハ眞ニ信仰深キ性質ナルカ余ニ向ヒ諸監獄ノ案内チ依頼シ

ヤモ知ルヘカラサルナリト實ニ誣言ニアラスト謂フヘシ濠洲ノ行刑殖民地道德上ノ狀態ニ關スル各般ノ苦情英國々會ニ堆積スルニ至リタレハ世人ノ周知スルカ如ク千八百三十七年遂ニ十五人ヨリ成立スル調査委員チ任命シテ之ニ關スル請願チ審明セシムルコト、ナセリ（未完）

●聖彼得堡監獄改良會創立者「ヴェル

ター、ヴェニング」ノ小傳（前號の續き）
監獄保護會社ニハ四名ノ次長チ置キシガ「ヴェニング」氏ハ其一員ニ推薦セラレタリ千八百十九年十月十五日氏ハ「サミューエル、ホエヤ」氏ニ書チ寄セテ曰ク監獄保護會社員ノ第一回總會ハ去土曜日午后十時聖彼得堡ニ開カレタリ余輩ハ「アレキサンドル、ガリナース」親王ノ邸ニ會ス當日ハ佛軍チ莫斯科府ヨリ驅逐セシ六年目ノ紀念祭ニ當レリ會場ハ魯國ニ有名ナル

天惠チ祈リテ應分ノ力チ效サントテ双眼ニ涙チ浮ヘテ物語ラレタリ
右ノ事件ハ露國政府カ氏ノ一身ニ充分ナル信任チ置キ且ツ氏ノ事業ヨリ生スヘキ利益チ知悉セシコトヲ證スルニ足ル

氏ノ畢生間ニ最モ注目スヘキ件ハ其發起セシ事業ニシテ一モ成就セサル者ナキト是ナリ由是觀之ハ氏ハ他ノ數多ナル博愛家ヨリモ幸運ナル人タリシコトハ疑ナキナリ氏ノ兄「ジャン、ヴェニング」氏ハ保護會社ノ會計員ニシテ氏チ輔ケテ力アリ氏ノ監獄チ巡檢スルヤ夏ハ則監房囚人チ以テ填塞シ其不潔言フヘカラス冬ハ則窓戶密閉シ煖爐ノ火氣内部ノ空氣チ熱シ殆ト堪ユヘカラサルノ度ニ進ミ五分時間チ經過セサルニ全身已ニ蒸發液チ以テ充滿セラル、等ニ至ルマテ身体健康ノ危害チ蒙ムリシコト勝テ數フヘカラス
囚人ハ一般ニ麻布ノ衣袴チ着ケ居レリ而テ巡檢人ハ

防寒ノ衣類ヲ重襲スルカ上ニ右ノ如キ過度ノ熱ニ觸接シ而テ後十度乃至廿度ノ寒氣ヲ冒シテ歸來セサルヘカヲサルナリ當時監獄詳細ノ狀況ハ記スルニ忍ヒス否ヲ忍ヒサルニアラス忌諱ニ觸ル、ヲ恐ル、ナリ唯タ數片ノ言辭一發ノ眼光以テ其全局ヲ了スルニ足ラン要塞監及陸軍監獄ハ其秘密ヲ隱蔽スルノ權アレハ氏ノ計畫案中ニ含有セサルナリ約言スレハ諸巡視人ノ接近シ得ルハ通常監獄ノミ府監獄追放監獄警察監獄懲治監等ノ外ニ於テ十二ヶ所ノ拘留監アリ其後増シテ十三ヶ所トナル而テ皆混亂錯雜ノ極度ニ達シ疾病敗徳ノ養成所タルニ過キス多クハ避病室ヲ設ケス間々之アルモ使用スルコト極テ稀ナリ熱病流行シテ拘留監内ニ十二乃至十人ノ病死者アルモ曾テ一人ノ避病室ニ移サル、モノナシ級別法ハ全ク度外ニ置カレ既決未囚ノ囚徒同一ノ取扱ヲ受ケ罹病者普通犯人男女老幼其間ニ雜糅填咽シ劫賊、大罪、姦猾、亂行、醉

醜等ノ罪囚ハ負債者、通券ヲ所持スサル行旅、秘密罪囚、初犯罪者、冤罪ヲ受ケタル若年ノ徒弟若クハ婢女（主人師匠ノ嫌忌若クハ主婦ノ復讐等ヨリ誣枉ヲ受クル者）等ト互ニ相親押交通シアリタリ斯ノ如キ敗徳ノ焦點、罪惡ノ巢窟ヨリ發起スル感染ハ恐怖スヘキ勢アレハ一人ノ手ヲ下シテ之カ滋蔓ヲ防遏スル者ナク害毒ハ漸ヘス社會ニ撒布シテ都下ノ健康道德モ亦俱ニ危殆ニ瀕セリ輕罪ノ爲メ入監シタル一家僕熟病ニ罹リ放免ノ際主家ニ病毒ヲ輸入シ數多ノ人命ヲ損シタル事アリ其他諸罪囚出獄ノ後懲艾反正セサルノミナラス最初入獄ノ時ヨリモ益々惡道ニ習熟巧達スルニ至レリ

府監獄ハ恐ルヘキマテ頽破シテ汚水潢池ヲ經サレハ接近スル能ハス高峻ノ家屋四面ヲ擁蔽シテ空氣ノ流通ヲ杜絶シ其慘慘タル光景地獄モ當ナラス而テ之ヲ監守スル所ノ兵卒モ亦刑徒ニノ其攜帶銃腔ニ燒酎ヲ

充タシ之ヲ囚人ニ賣渡ス等ノ不都合ヲナス追放監内ニハ二百人ノ囚徒監房ニ填咽シ過半ハ通宵睡眠スルコト能ハサル程マテ狹隘ヲ極メタリ床板ハ不潔堆積シ四壁ハ暗黒ニシテ日光ヲ透サス警察監獄モ亦他ノ諸監獄ト同シク恐怖スヘキ狀況ヲ以テ充滿セラレ汚穢惡虫男女囚ニ塗着シ一見酸鼻ニ堪ヘス而シテ兩性間ニハ名バカリノ卑低ナル隔離ヲ以テ阻絶シアルノミ教育、教師、僧侶、聖書、寺院等ノ教導勸懲シテ善ニ遷ラシムルノ具備ハラス約言スレバ諸罪囚ヲ驅テ不信心ト罪惡トノ内ニ放棄シテ生活セシメタルニ過キサリシノミ其後氏ノ來朝以來俄ニ改良ノ方針ニ向ヒタリ

新調ノ夜具、改良ノ寢床俄カニ出來シ讀ミ易キ文字ヲ以テ記シタル宗教道德ノ格言ヲ掲示シ僧侶ノ訓戒ヲ與ヘ婦女及幼年囚ヲ入監セシムル爲メ新ニ家屋ヲ建築シ女監取締ヲ置キテ特別ニ女囚ヲ監視セシメタ

リ又外部ニ於テハ婦人會起リテ婦女兒童ノ爲メニ盡力ス該會長ハ故內務大臣ノ未亡人「カザダロー」婦人タリ婦人ハ始テ女囚ノ不信心、亂雜、卑汚ノ現狀ヲ目撃シ又一女囚ノ發狂シテ自害セントシタルコトヲ聞キ流涕シテ曰ク（墮落ノ姉妹ヨ姜ハ汝等ヲ詰責スルカ爲メニ來ルニアラス但汝等ヲ哀憐鎮靜シテ上帝ノ前ニ誘導センカ爲メニ來レリ）ト女囚等ハ聞キ慣レサル此慈愛ノ聲ヲ傾聽シテ未タ社會ノ爲メニ拒絕棄却シ了セサルヲ悟リタリ既ニシテ新調ノ衣服應分ノ食物ヲ與ヘラレ清潔、整頓、正規ナル工作等ノ改良ヲ受ケ且ツ感シ且ツ喜ヒ自ツカラ順從、勤勉、獄規ヲ守リ業務ヲ勵ムニ至レリ一日露國ノ貴紳「ジャン、ヴェニング」氏ヲ携ヘ婦女監獄ニ抵リ空地地ニ線引キタル揃ヒノ獄衣ヲ着ケ作業ニ服スルヲ見驚テ曰ク（女囚等ハ何處ニ居ルヤ）ト曰フヲ聞キ（君ノ前方ニ居ルハ女囚ノミ）ト答ヘケレハ尙ホ一層ノ驚駭ヲ重チタ

リト云フ

女囚監ノ改良ノミナラス男囚監モ亦同一ニ着手セラレタリ然レ前者ノ如ク迅速顯著ナル進歩ヲ呈スルヲ能ハサリキ放流囚ノ爲メニ設置セル地方監獄ハ特別ニ「ジャン、ヴェニン」氏ノ檢察ニ委テタリ又タ病囚ノ爲メニ病院ヲ開キ十二名ノ看守一名ノ醫師、一名ノ看病夫ヲ置キ毎週一回宛罪囚ヲ警視廳所屬ノ監獄ニ在ル浴場ニ送り獄衣ヲ更新セシム從前用ヒ來リシ重キ脚鉢ハ肉壞レテ骨ニ到ルノ慘狀アリシヲ奏請勅許ノ上裝毛ノ革環ト交換セシメタリ官ヨリ時服ヲ給與スル前ニ於テ寒氣例年ヨリ酷烈トナル時ハ保護會社ヨリ必要ナル衣服ヲ施與シテ之ヲ補助ス

「クロンスタッド」府ハ「ヴェルター、ヴェニン」氏カ第二ノ注目ヲ惹起シタリ氏ハ先ヅ「ガリチーヌ」親王ニ上書シテ曰ク「都下ニ創立シタル監獄保護會社ノ目的トスル慈善事業ノ一ハ他所ニモ亦同種ノ會社ヲ

諸監獄ヲ巡檢セシニ病院ノ善ク整頓セルヲ見テ感喜意外ニ出テ殆ト五十年前大家「ホワルド」氏ノ爲セシト同一ナル好良ノ報告ヲ發シタリ

既ニシテ氏ハ書ヲ親友ニ寄セテ曰ク「先般余ハ「クロンスタッド」府ヲ巡檢シ例ノ如ク諸監獄ノ景況諸囚徒及放流囚等ノ狀態ニ付眞實正確ナル報告ヲ爲シタリ是余ハ我友「ビュクソン」氏ト同意ニテ惡弊ヲ矯正スル權アル官憲ニ對シ隱微シテ之ヲ正言セサルハ自己モ亦同罪ニ陷ルトノ持論ヲ有スレハナリ尋テ千八百廿年七月六日「ボボー」氏ハ余ニ向ヒ皇帝陛下ノ扶助ヲ以テ「クロンスタッド」府ニ監獄保護會社ヲ設立スルノ趣ヲ告知セラレタリ右ハ余カ身ニ於ケル眞成ノ吉報ニシテ併セテ倫頓監獄會社ノ慶兆ナラン」

次ノ週間ニ於テ氏ハ「クロンスタッド」府ニ監獄委員會ノ組織アリテ第一回ノ總會ヲ開クニ付キ來臨アリ度トノ書面ヲ得タリ同日ノ狀況ハ氏ノ談話ニ據リテ之

開創シテ其利益ヲ擴張スルニアリ「クロンスタッド」府ハ罪惡ノ奴隸、貧窮、病毒ノ犠牲タル社會中ノ下等人衆シ願クハ余該府ヲ檢按シ一ノ委員會ヲ組織シ主タル會社ト聯絡シテ其監視ヲ受クルニ至ラン」閣下苟トニ余カ微哀ヲ納レテ之ヲ聖聽ニ達シ余ヲシテ該府ノ諸監獄ヲ巡按セシムルノ恩命ヲ得ハ余ハ喜テ之ニ從事シ其觀察スル所ニ隨テ意見ソアルアラハ一々書ヲ以テ之ヲ閣下ニ報告スル所アラントス

斯ノ如ク上奏スルノ後朝命ノ下ルヲ相待ツ處三月十日氏ハ遂ニ皇帝ノ勅許ト「ガリチーヌ」親王ノ令書トヲ領セリ該書ニハ「クロンスタッド」府ノ陸軍官憲ニ令シテ氏ヲシテ諸監獄ヲ巡視スルノ自由ヲ得セシムルト及監獄保護委員會組織ニ付成ルヘク氏ヲ輔ケテ盡力スヘントフ旨ヲ載セアリタリ

東皇駕ヲ回ラシ春陽和煦賓蘭土海ノ氷雪ヲ融解スルヤ氏ハ直ニ裝ヲ理シテ「クロンスタッド」府ニ赴キ其

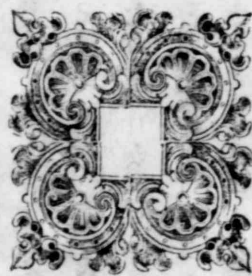
ヲ知ルヲ得ン曰ク「監獄委員會ハ勅令ヲ以テ「クロンスタッド」府ニ起レリ會長ハ海軍中將「コラプカ」氏參議院議員官兼醫官「メリユス」氏參議院議員官「クレイド」氏出納官「ベルロヴスキ」氏參事官「チルロ」氏ニシテ書記員ハ「ボドシノー」氏タリ去木曜日乃チ千八百廿年七月廿二日女帝「ツイーエリエル」陛下ノ祭日ヲ以テ本會開業式ヲ舉行アリ「ボボー」氏及余ハ豫メ招待狀ヲ受ケ、レハ前日ニ「クロンスタッド」府ニ赴クノ必要ナルヲ考定シ相俱ニ程ヲ發ス海上颶風俄カニ起リ波濤洶湧漁船ヲ簸揚シ一行殆ンド魚腹ニ葬ラレントセリ然レモ幸ニ之ヲ免カレ「クロンスタッド」ニ安着シ開會前ニ於テ余輩ハ諸監獄及同避病院ヲ巡覽セシニ曾テ見タル時ヨリモ遙カニ改良シタルニハ感喜ニ堪ヘサリキ墳壁ハ白ク床板ハ潔ク空氣ハ較々清潔ニシテ諸事全ク面目ヲ一新シ余カ前ニ起艸セシ報告書ニ記ス所ハ修正セラレタリ囚徒ハ一般ニ

健康ニ麵包ノ分量モ充分ニシテ毎日三斤宛チ受領セ

リ

開會式ノ館舎ハ宏壯美麗ナル結構ニテ出席員ハ定刻ニ至リ盡ク參集セリ「クロンスタッド」僧官ハ先ツ希臘式ヲ以テ宗教上ノ典禮ヲ修シ畢ツテ海軍將官起立シ監獄ニ關スル「ガリチーヌ」親王ノ祝文ヲ讀ミ上ケラル文辭高雅ニシテ本會ノ創立ヲ嘉賞アルノ意ヲ表セリ朗讀終レハ同將官ハ快辨ヲ揮ヒ本會ノ必要ナル「有名ナル大家「ホワルド」氏ノ事業ニ對シ感奮興起スルノ意ヲ演話アリタリ由是觀之バ「ホワルド」氏不朽ノ德澤永ク存シテ滅セス國民其恩ニ報答スルノ機會ヲ索テ遺レサルノ意ヲ知ルニ足ル尋テ聖彼得堡會ノ規則ヲ讀ミ上ケタルノ後「ボボー」氏ハ起テ滔々タル雄辯モテ囚徒ノ有形無形ニ關スル事件ニ付無限ノ感情ヲ陳ヘラレタリ語々剴切恰モ身其實地ヲ經歷シタルモノ、如ク滿腔ノ熱血ヲ注射セシメタリ式終レハ

直ニ囚徒慈惠ノ醃金簿ヲ開キ人々任意ノ出金アリ夫レヨリ數多ノ會員ト俱ニ余輩ノ止宿セル「ペルロスキー」氏ノ迎賓館ニテ晚餐ヲ喫セリ先キニ「ヴァルブグイ」地方ニ行幸アリシ皇帝陛下ハ來ル十月御還幸ノ旨仰出サル余カ指圖ヲ以テ畫シタル新監獄圖面ハ還御次第之ヲ奉呈シ勅裁濟ヨリ直チニ經始建築ニ着手スヘシ（未完）



廣告

(錢六金價定部一行發回二月每)

ルモノ、如ク滿腔ノ熱血ヲ注射セシメタリ式終レハ

●廣告

●本誌代金御取廻其他購讀者誘導方追々御配慮相願候諸君ニ對シ乍略義本誌ヲ以テ御禮申述候向ホ此上本誌ノ普及、及ヒ今日迄御主任未定ノ個所ハ該長官ヨリ特ニ御指定ヲ乞フ歟又ハ購讀者諸君中御申合ノ上御指定被下倍々御贊助相受度右御挨拶旁々特ニ相願候也

追テ本文御主任ニハ每號本誌ノ代金不申受事ニ内定致候間自今(第三號以下ヲ云)御送金不相成樣致度候

又該長官ニシテ本誌御購讀無之向ヘハ每號若クハ時々本誌御送付可致候得共決テ御購讀願出候主旨ナラス故ニ假令進呈ノ文字脫漏致居候共代價可申受謂レ無之必竟該署ニ關係スヘキ記事又ハ緊急ノ事件有之場合ニ於テ爲御參考無代價御閱讀願出候義ト御承知置被下度候也

明治二十四年三月

主任 磯村 兌 貞

諸官衙長官
取經主任 御中
購讀者

●本誌第三號問答欄内ニ掲載セシ四個ノ懸賞問題ハ廣ク當局者中ノ答按ヲ募リ一問題ニ就キ各甲乙二答按ヲ撰擇シ本誌ニ掲載シ當撰者ニハ職務上必用ノ書籍物品ヲ呈スヘク旨屢々廣告致候處爾來該答按ヲ寄セラル、モノ續々有之候得共尙一層廣ク募集致度讀者諸君此際速ニ寄稿ノ勞ヲ取ラレシヲ希望ニ堪ヘサルナリ

明治廿四年七月二十四日印刷
明治廿四年七月二十日出版

發行人 印刷人

東京市四谷區荒木町廿二番地
同市同區同町同番地磯村 兌 貞
近藤 劍 二郎

印刷所 京橋區弓町廿四番地 耕文社